

子育て応援 しもつけっ子プラン

～みんな笑顔で 地域の宝を育てるために～

—下野市子ども・子育て支援事業計画—

平成 27 年度～平成 31 年度



平成 27 年 3 月

下野市

(表紙裏)

はじめに



すべての子どもたちが笑顔でいきいきと暮らし健全に成長できる環境づくりは、私たち大人の責務であり、みんなの願いです。しかし近年、ライフスタイルの変化により子育て環境も大きく変化しています。核家族化の進行、就労形態の多様化、近所や地域関係の希薄化などにより子育て中の保護者が抱える負担感や不安感は増加しており、それに伴って厳しい環境におかれている子どもたちも増えています。

また、少子化の進行が私たちの社会の仕組み全般に与える影響も、深刻な問題となっています。このような現状を解決するため、国においては、平成 24 年に「子ども・子育て関連 3 法」を制定、この 3 法に基づいた新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」を平成 27 年度から施行する予定です。

本市におきましても、平成 21 年度に「下野市次世代育成支援後期行動計画」を策定し、「子どもたちが笑顔で心豊かに育つ安心子育てのまちづくり」の基本理念のもと、市民、地域、行政による子育て環境の整備に取り組んできました。このたび、国の新たな制度への対応を図るだけでなく、近年の子ども・子育てを取り巻く環境の変化等を踏まえ、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境を整備するための指針として、「子育て応援もつけっ子プラン～みんな笑顔で 地域の宝を育てるために～（下野市子ども・子育て支援事業計画）」を策定しました。今後は、この計画に基づき、市民の皆様をはじめ、関係機関・関係団体等とさらに連携・協働を進めながら、具体的施策・事業を展開し、基本理念の具現化を目指していきたいと考えておりますので、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、この計画を策定するにあたり、熱心にご協議いただきました下野市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、アンケート調査やグループインタビューなどにご協力いただきました市民の皆様並びに関係者の皆様に対しまして心から感謝申し上げます。

平成 27 年 3 月 下野市長 広瀬 寿雄

(あいさつ裏)

も く じ

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景と趣旨	1
第2節 計画の期間	3
第3節 計画の法的根拠	3
第4節 計画の対象	3
第2章 下野市の子ども・子育てを取り巻く現状	4
第1節 人口動態等の現状	4
第2節 教育・保育事業等の実施状況	10
第3節 アンケート調査結果の概要	14
第4節 下野市次世代育成支援後期行動計画の達成状況	20
第3章 計画の基本理念及び施策の展開	23
第1節 子ども・子育ての基本理念	23
第2節 基本的視点	24
第3節 施策の体系	25
第4節 目標指標一覧	26
第4章 子ども・子育て支援事業計画【必須記載事項】	27
第1節 子ども・子育て支援事業計画とは	27
第2節 教育・保育の提供区域の設定	28
第3節 学校教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期	29
第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期	32
第5章 基本施策の展開【任意記載事項】	39
第1節 子どもを健やかに産み育てる環境整備	39
第2節 心身ともに健やかな子どもの育ちを支える取り組みの推進	44
第3節 すべての子育て家庭を応援する体制の充実	49
第6章 推進体制	57
第1節 計画の推進に向けて	57
第2節 関係機関等との連携と役割	58
資料編	59
1 下野市子ども・子育て会議設置条例	59
2 下野市子ども・子育て会議委員名簿	61
3 策定経過	62
4 用語説明	63

第1節 計画策定の背景と趣旨

わが国では近年、ライフスタイルや価値観の多様化、社会経済情勢の変化等に伴い、急速な少子化が進行しています。また、世帯の少人数化や地域のつながりの希薄化などにより、子育てへの不安感や孤立感を抱いている子育て家庭が多くなってきています。

子どもは、次の時代を担うかけがえのない宝であり、これからのまちをつくる貴重な存在です。少子化が加速することは、人口構造に不均等をもたらし、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に深刻な影響を与えるものとして懸念されています。そのため、安心して子どもを生み育てられるとともに、子ども自身が安心して健やかに育っていけるよう、社会全体で子育てを支えていくことが重要となっています。

こうした状況の中、国では、少子化対策として平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取り組みを進めてきました。しかし、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築していくため、平成22年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討が始まりました。その後、平成24年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や認定こども園法の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が制定されました。この3法に基づいた平成27年度から施行される新たな子育て支援の仕組み、「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益」が実現される社会の構築に向け、(1)質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、(2)保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、(3)地域の子ども・子育て支援の充実、をめざすこととなっています。

下野市（以下、「本市」という。）においては、平成21年度に「下野市次世代育成支援後期行動計画」を策定し、「子どもたちが笑顔で心豊かに育つ安心子育てのまちづくり」の基本理念のもと、市民、地域、行政による子育て環境の整備に取り組んできました。

「子育て応援 しもつけっ子プラン」（以下、「本計画」という。）は、「下野市次世代育成支援後期行動計画」が期間満了を迎えるにあたり、国の新たな制度への対応を図るだけでなく、近年の子ども・子育てを取り巻く環境の変化等を踏まえ、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境を整備するための指針として策定するものです。

1990(平成2年)

1994(平成6年)12月

1999(平成11年)12月

1999(平成11年)12月

2001(平成13年)7月

2002(平成14年)9月

2003(平成15年)7月
9月

2004(平成16年)6月

2004(平成16年)12月

2005(平成17年)4月

2006(平成18年)6月

2007(平成19年)12月

2008(平成20年)2月

2010(平成22年)1月

2010(平成22年)6月

2010(平成22年)11月

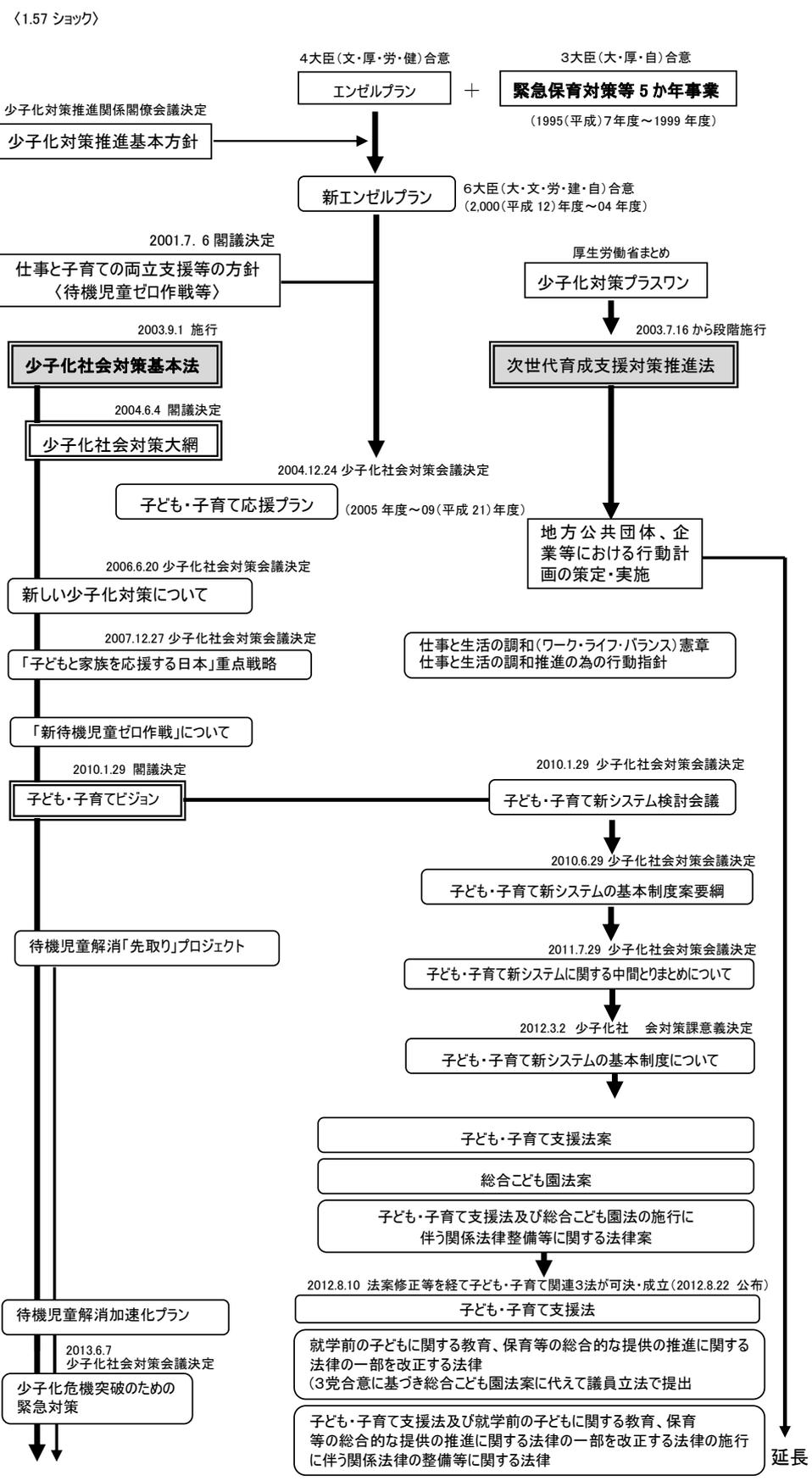
2011(平成23年)7月

2012(平成24年)3月

2012(平成24年)8月

2013(平成25年)4月

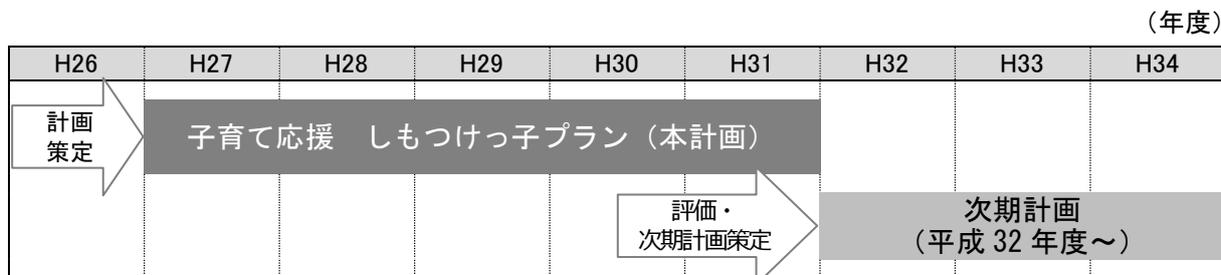
2013(平成25年)6月



第2節 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5か年とします。計画最終年度である平成31年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

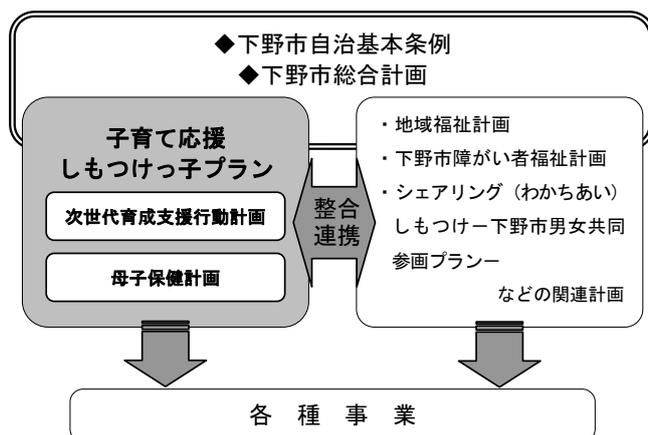
なお、国や栃木県の行政施策の動向等、社会経済情勢の変化を見極めながら、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。



第3節 計画の法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として位置づけます。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく「下野市次世代育成支援行動計画」及び「市町村における母子保健計画策定指針」に基づく「下野市母子保健計画」を兼ねるとともに、上位計画である「下野市総合計画」や部門別計画である「下野市地域福祉計画」、「下野市障がい者福祉計画」、「シェアリング（わかちあい）しもつけー下野市男女共同参画プラン」等、さらに平成26年4月に施行された自治基本条例を含め、関連する他計画等との整合、連携を図ります。



第4節 計画の対象

本計画の対象は、子どもとその家庭を中心に、教育・保育機関や事業所、関係団体、行政機関など地域を構成するすべての個人と団体としています。また、本計画では「子ども」の年齢を18歳未満とします。

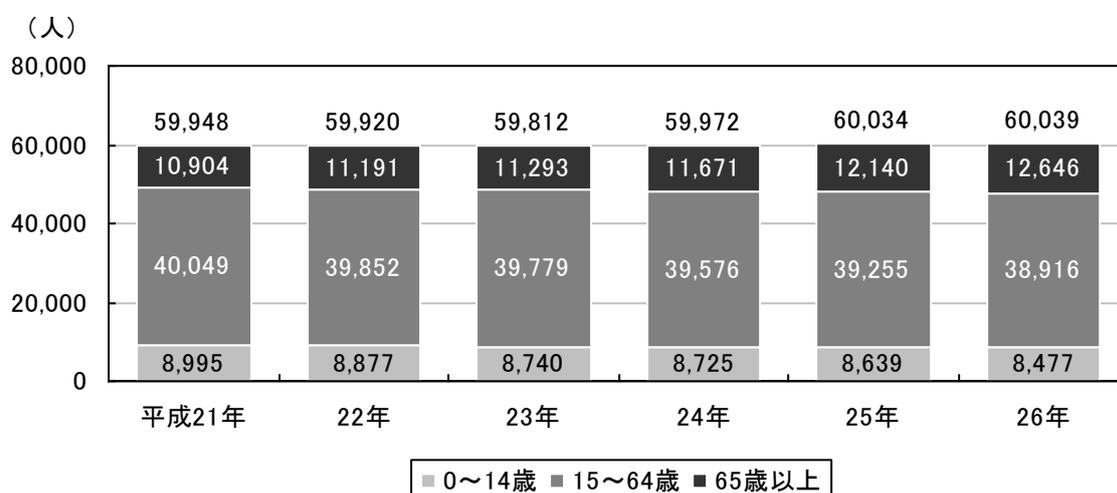
第1節 人口動態等の現状

(1) 総人口・年齢階層別の人口

本市の総人口はほぼ横ばいの状態が続いており、平成26年時点で60,039人となっています。

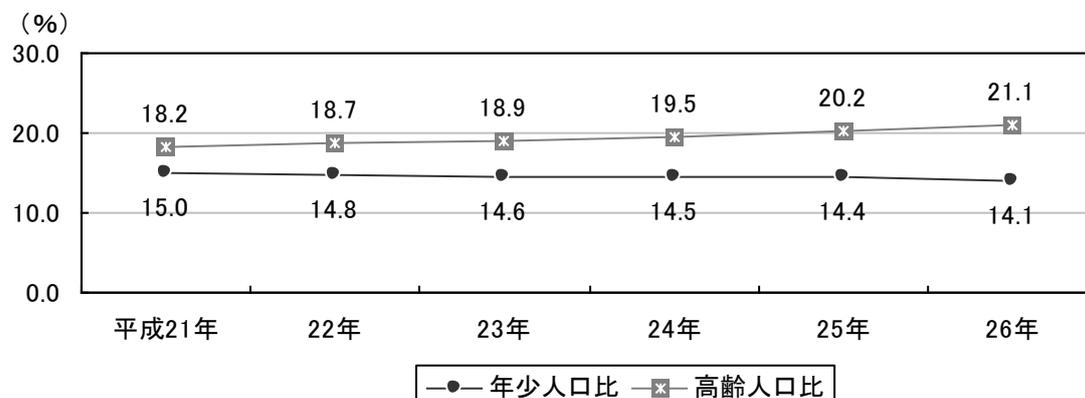
年齢階層別にみると、65歳以上人口は増加しているのに対し、0～14歳及び15～64歳人口は減少しており、本市でも少子高齢化が着実に進行していることがうかがえます。

■総人口・年齢階層別の推移



0～14歳の年少人口比と65歳以上の高齢人口比については、平成26年時点で、高齢人口比が21.1%、年少人口比が14.1%となっています。この6年で年少人口比は0.9ポイント減少しているのに対し、高齢人口比は2.9ポイント増加しています。

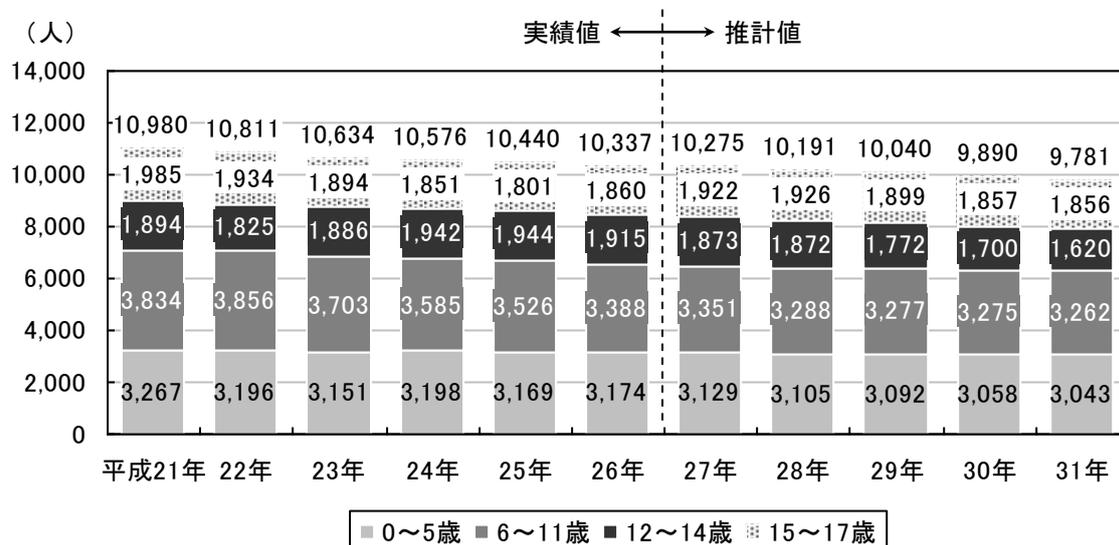
■年少人口比と高齢人口比の推移



(2) 子どもの人口の推移と推計

本市の子どもの人口（18歳未満）は緩やかに減少しており、平成26年時点で10,337人となっています。今後もこの傾向は続くことが見込まれており、平成30年には10,000人を割り込むことが予測されます。

■子どもの人口の推移と推計



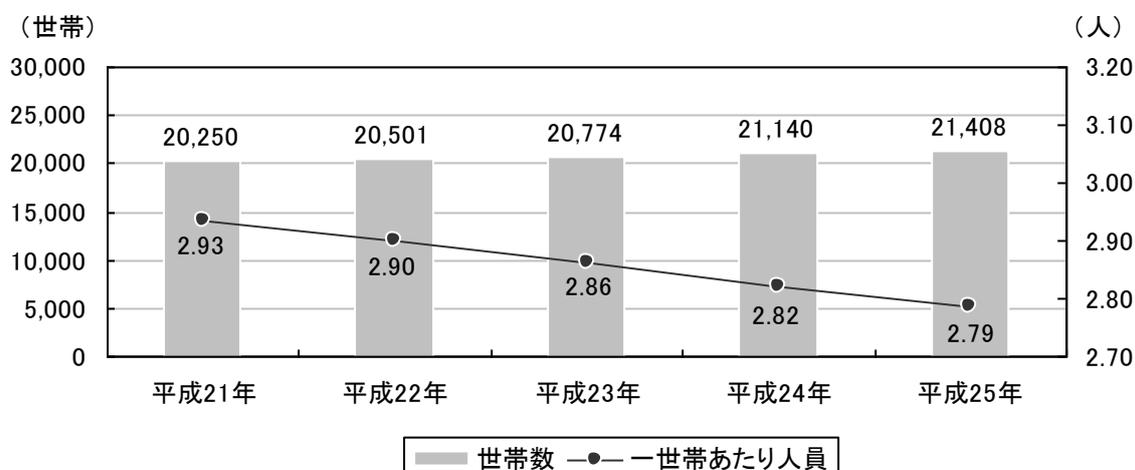
資料：平成21～26年は住民基本台帳人口（各年3月末）※、平成27～31年はコーホート要因法による推計値

※ 平成21～24年については、外国人住民も住民基本台帳制度の対象となる住基法改正前のデータのため、外国人住民の数は平成25年3月末現在の外国人人口の1歳階級別の構成比を乗じ算出しました。

(3) 世帯の状況

本市の世帯数は増加傾向にあり、平成21年から平成25年で1,158世帯増加しています。一方で、一世帯あたり人員は減少しており、平成21年の2.93人から平成25年には2.79人となっています。

■世帯・一世帯あたり人員の推移

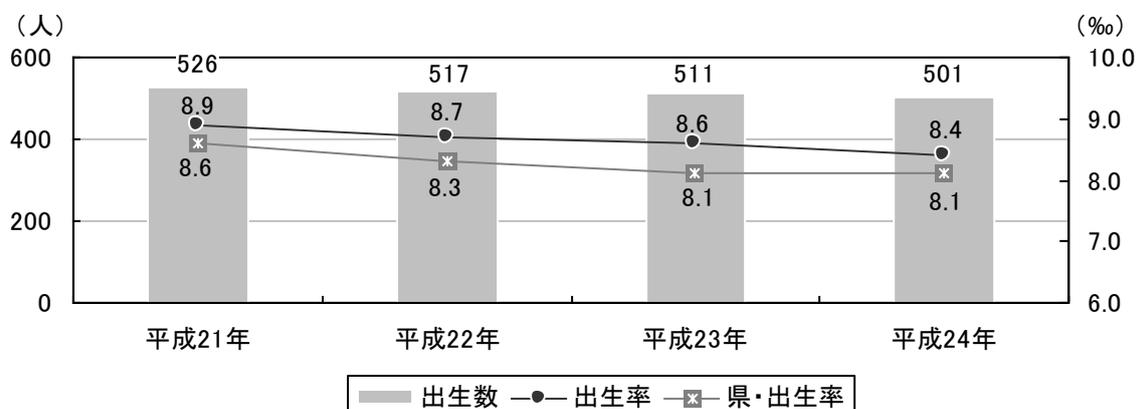


資料：報告書「平成25年栃木県の人口」（各年10月1日現在）

(4) 出生の状況

本市の出生数は減少傾向にあり、平成24年時点で501人となっています。また、人口千人に対する出生数の割合である出生率についても、年々減少しているものの、県の出生率よりも上回って推移していることがわかります。

■出生数及び出生率の推移



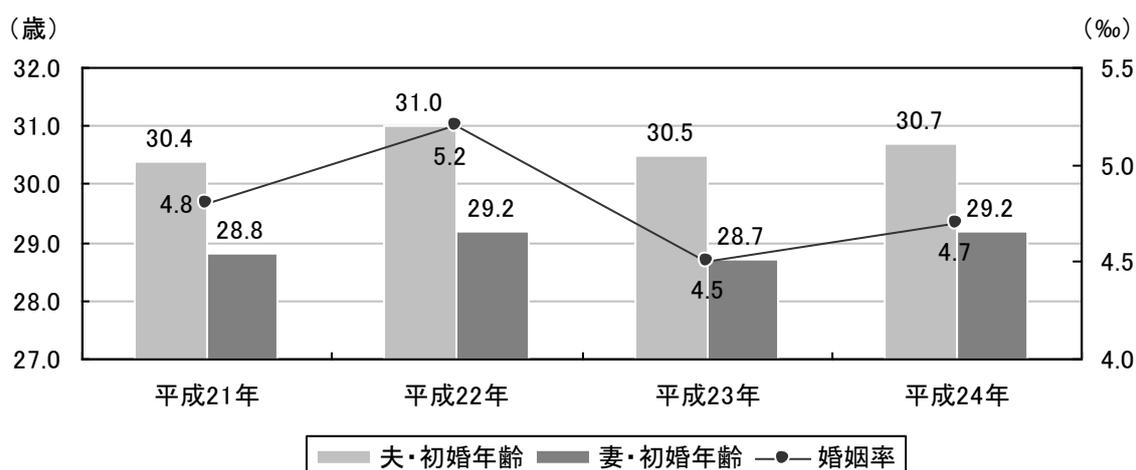
資料：栃木県保健統計年報(各年12月末現在)

(5) 婚姻の状況

本市は、人口全体に対する婚姻発生頻度である婚姻率が増減を繰り返して推移しており、平成24年時点で4.7となっています。

また、夫・妻の初婚年齢をみると、夫はおおむね30歳、妻はおおむね29歳で推移しています。

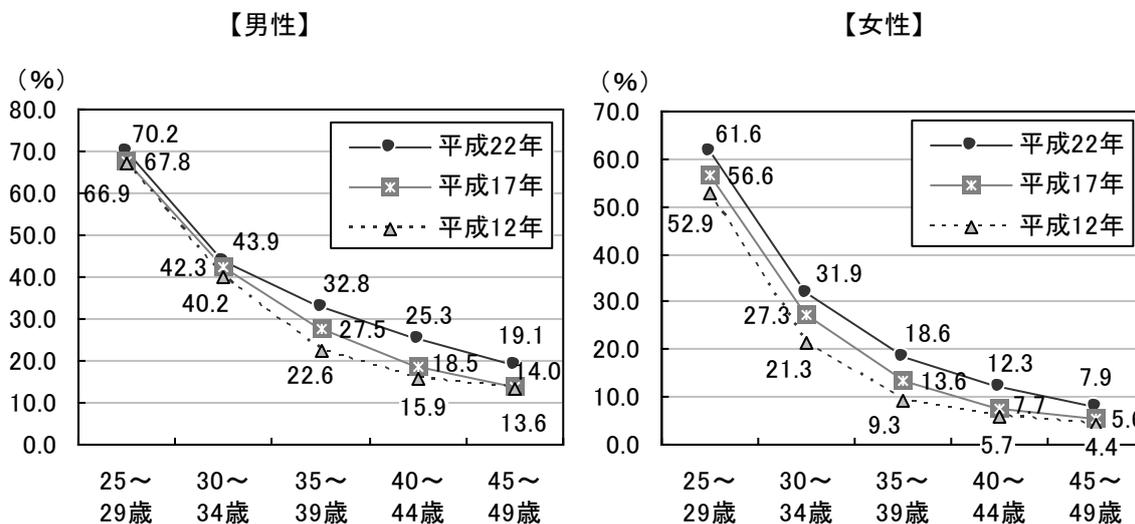
■婚姻率及び夫・妻の初婚年齢の推移



資料：栃木県保健統計年報(各年12月末現在)

人口に占める未婚者の割合である未婚率の5歳階級別の推移をみると、平成12年から平成22年の10年間で、男性は30歳代後半から40歳代前半で、女性は20歳代後半から30歳代で、10ポイント前後上昇しています。

■5歳階級別の未婚率の推移

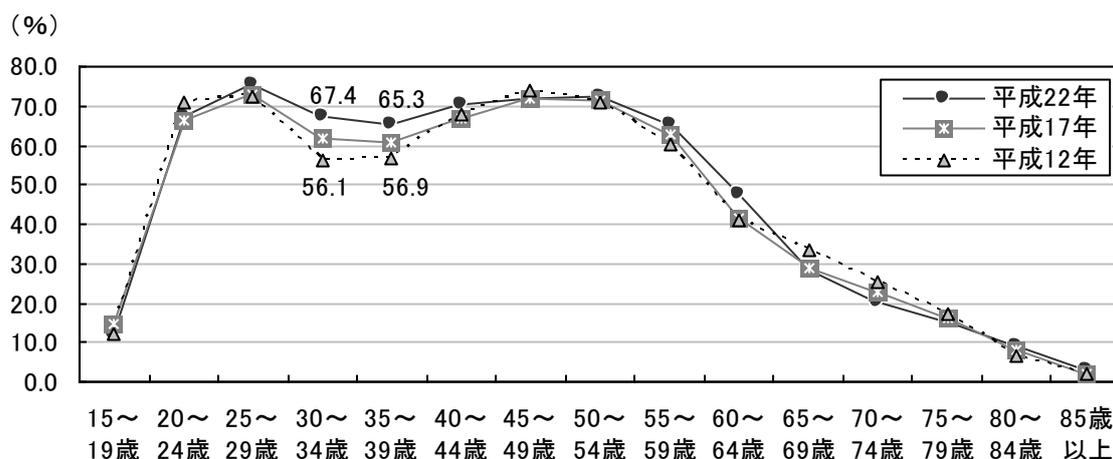


資料：国勢調査(平成12年と平成17年は、旧3町の合算値)

(6) 女性の就労の状況

本市の女性の労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合)は、全国的な傾向と同様、結婚・出産期にあたる30歳代で一旦低下し、40歳代以降再び上昇するM字カーブを描いています。しかし、この10年間でM字の谷の部分の部分が浅くなっています。

■5歳階級別の女性の労働力率の推移



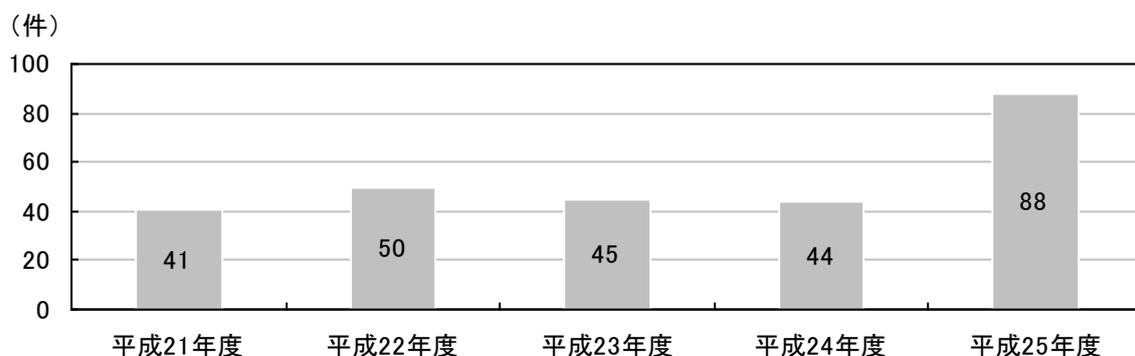
資料：国勢調査(平成12年と平成17年は、旧3町の合算値)

(7) 要保護児童等の状況

①虐待に関する状況

虐待に関する相談件数の推移をみると、近年40～50件前後で横ばいとなっていたものの、平成25年度には88件と急増しています。

■虐待に関する相談件数の推移

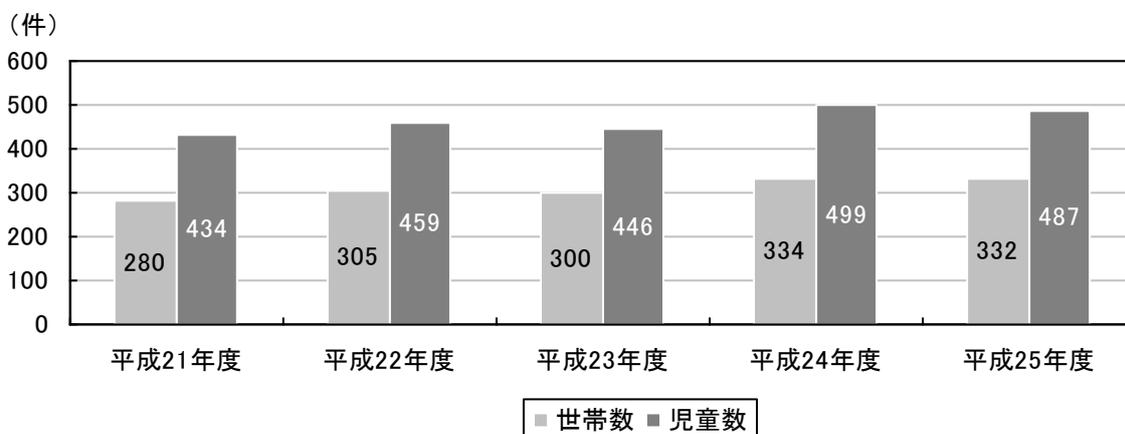


資料:こども福祉課

②ひとり親家庭に関する状況

児童扶養手当受給の世帯数及び児童数の推移をみると、ともに増減を繰り返しながら、緩やかな増加傾向を示しています。

■児童扶養手当受給の世帯数及び児童数の推移



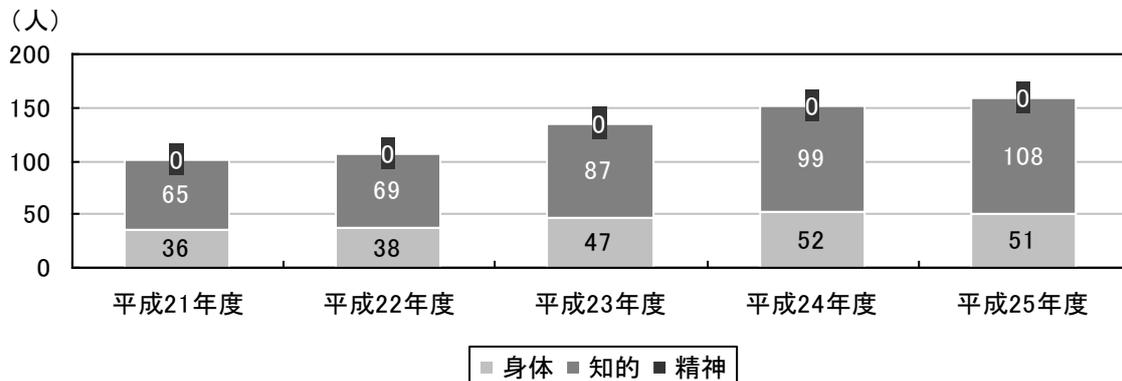
※ 平成22年度末からは父子家庭も対象

資料:こども福祉課(各年度3月末時点)

③障がいのある児童に関する状況

障がいのある児童の状況についてみると、精神障害者保健福祉手帳の所持者はいないものの、障害者手帳所持者全体の数はこの5年で増加傾向を示しています。特に、療育手帳（知的）の所持者は、平成21年度の65人から平成25年度末には108人に増加しており、約1.7倍増となっています。

■18歳未満の各障害者手帳所持者の推移

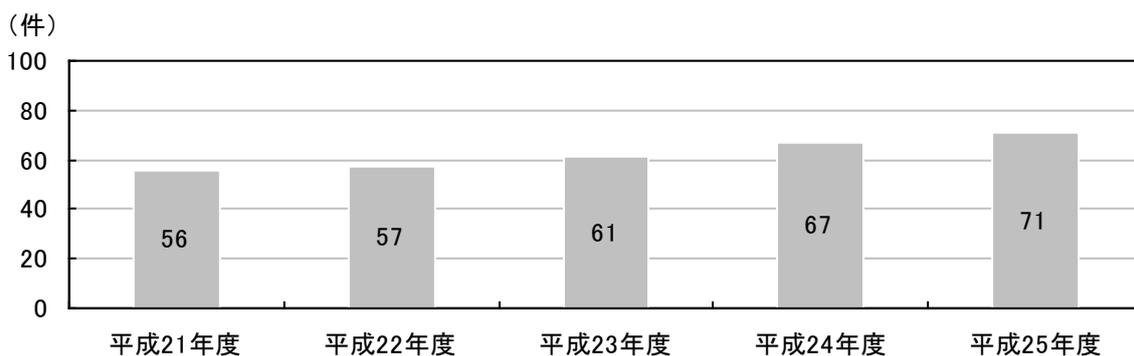


資料：各障害者手帳交付台帳、各年度3月末時点(社会福祉課)

小児慢性特定疾患は、その治療が長期にわたり、医療費の負担も高額となるため、これを放置すると児童の健全な育成を阻害することから、18歳未満（一部20歳まで）の児童を対象に、対象疾患の治療に係る医療費について、医療保険の自己負担分を公費で助成する制度があります。現在、11疾患群、514疾患が対象となっています。

本市の小児慢性特定疾患患者については、平成25年度末時点で71人となっており、この5年で増加傾向を示しています。

■小児慢性特定疾患の推移



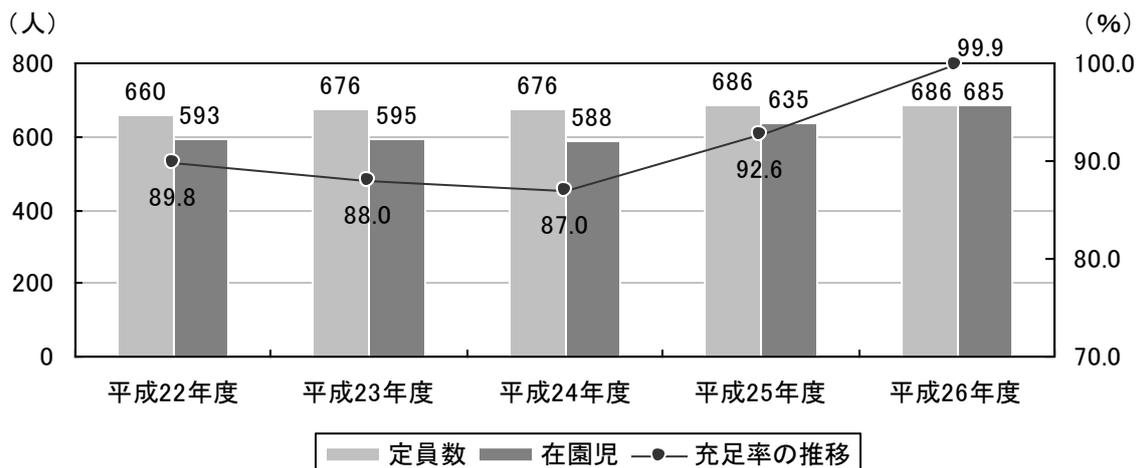
資料：特定疾患患者福祉手当受給者台帳、各年度3月末時点(社会福祉課)

第2節 教育・保育事業等の実施状況

(1) 認可保育園

平成26年時点で認可保育園は10園（公立5園、私立5園）で、在園児数は685人となっており、年々増加しています。また、定員に占める園児数の割合を示す充足率も、在園児の増加に伴い、上昇しています。

■在園児数・充足率等の推移(各年度4月1日現在)



■認可保育園の保育体制

	施設名	定員	受入年齢	開園時間	一時預かり	病後児保育	障がい児保育
公立	グリム保育園	150	生後5か月～ ※1	7～19時	○		※2
	薬師寺保育園	60	生後5か月～	7～19時	○		※2
	吉田保育園	60	生後5か月～	7～19時			※2
	こがねい保育園	90	生後2か月～	7～19時			※2
	しば保育園	80	生後2か月～	7～19時			※2
私立	わかくさ保育園	60	生後2か月～	7～20時			※2
	あおば保育園	60	生後2か月～2歳	7～20時	○	○	※2
	わかば保育園	60	生後2か月～	7～20時	○	○	※2
	★むつみ保育園	30	生後2か月～2歳	7～20時	○	○	※2
	★第二愛泉保育園	36	生後2か月～	7～20時	○		※2

★の「むつみ保育園」と「第二愛泉保育園」は認定こども園です。

※1 グリム保育園の受入年齢は、平成27年度より「生後2か月～」になります。

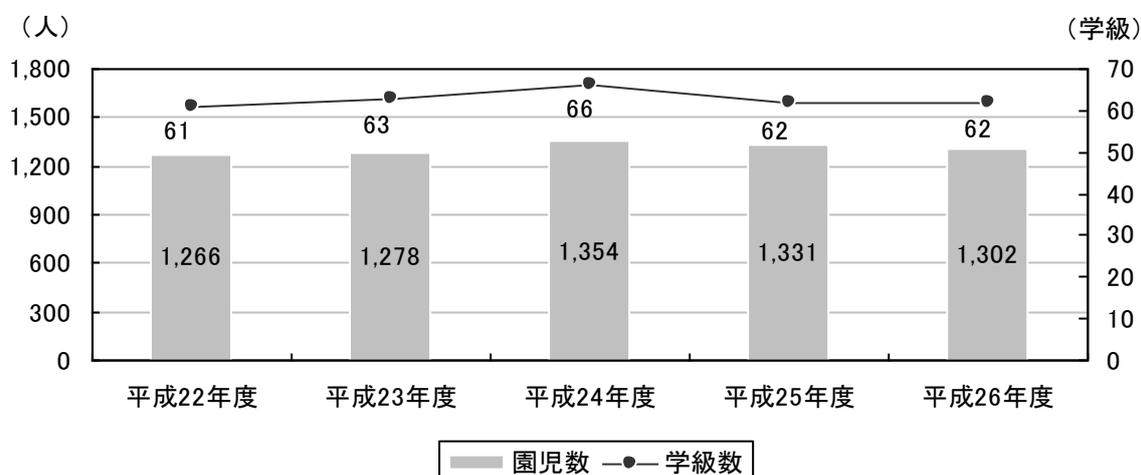
※2 障がい児保育は要相談です(集団保育が可能な場合に限り、相談のうえ預かっています。)

資料:こども福祉課

(2) 幼稚園

本市には私立幼稚園が7園あり、平成26年時点の園児数は1,302人で、多少の増減をしながら1,300人程度で推移しています。

■園児数・学級数の推移(各年度5月1日現在)



■幼稚園の実施状況

施設名	定員	通常教育時間	預かり保育	満3歳児未満保育	学童保育
石橋幼稚園	140	9～15時	○	○	—
野ばら幼稚園	280	9～15時	○	○	○※
薬師寺幼稚園	350	9～14時	○	○	○
第二薬師寺幼稚園	210	9～14時	○	○	○
愛泉幼稚園	210	9～14時	○	○	—
第二愛泉幼稚園	210	8～14時	○	○	○
むつみ愛泉幼稚園	175	8～14時半	○	○	○

※ 土曜日及び長期休業のみ

資料:こども福祉課

(3) 認可外保育施設

認可外保育施設については、平成26年時点で、4施設が県に届出をしています。

■認可外保育施設の実施状況

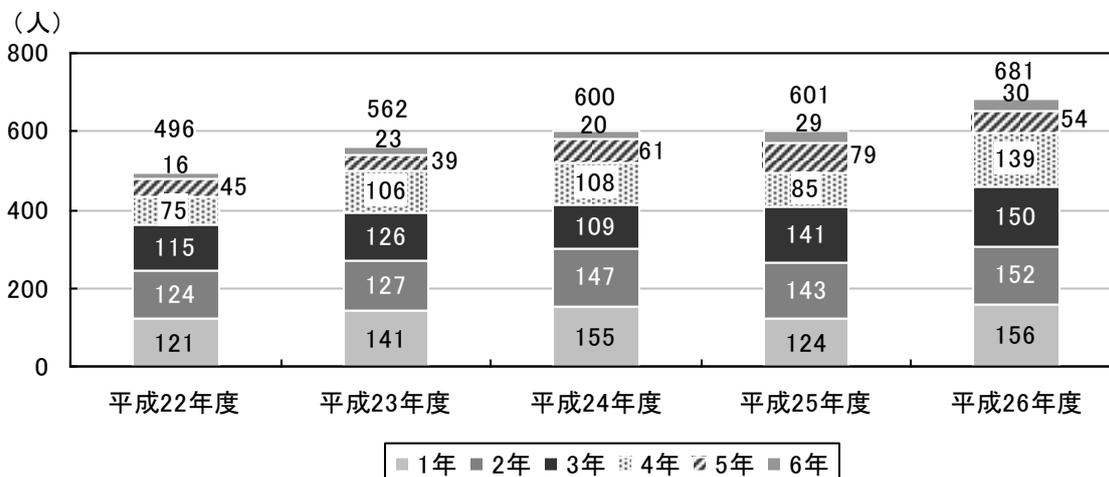
施設名	定員	受入年齢
ベビーケアホームアイセン	35	生後2か月から幼稚園入園まで
ひなぎく保育園	10	生後2か月～
家庭保育園はんず園	18	生後2か月～
チャイルド	60	1歳～幼稚園入園まで

資料:こども福祉課

(4) 放課後児童クラブ（公立学童保育）

放課後児童クラブの在籍者数は、平成26年度現在681人で増加傾向となっています。特に、小学1～3年生の利用が多く、また近年では小学3～4年生の在籍者数が伸びています。

■各年度7月末現在の在籍者数(夏休みのみ在籍者も含む)の推移



※ 平成22年度は、石橋地区の学年ごと夏休み利用者数について不明のため、その分は算入されていません。

■学童保育室の実施状況

地区名	施設名	学校名	土曜日※
南河内	南河内児童館学童保育室	祇園小	○
	薬師寺小学童保育室	薬師寺小	
	吉田東小学童保育室	吉田東小・吉田西小	
	緑小学童保育室	緑小	
国分寺	国分寺東児童館学童保育室	国分寺東小	
	国分寺駅西児童館学童保育室	国分寺小	○
	国分寺小学童保育室	国分寺小	
	国分寺姿西児童館学童保育室	国分寺西小	
石橋	石橋小学童保育室（第1）	石橋小・細谷小	
	石橋小学童保育室（第2）	石橋小・細谷小	
	古山小学童保育室（第1）	古山小	○
	古山小学童保育室（第2）	古山小	
	石橋北小学童保育室	石橋北小	

※ 土曜日は各地区1箇所を実施しています。

資料:こども福祉課

(5) 子育て支援事業

①ファミリー・サポート・センター

「子育ての手助けをして欲しい人（依頼会員）」と「子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）」が会員となって、互いに助けたり、助けられたりしながら会員相互による育児の援助活動を行う組織で、平成23年6月から開始された事業です。

主な活動内容は、子どもの習い事等への送迎や保育園・幼稚園・学童への送迎及び預かりとなっています。

■ファミリー・サポート・センターの会員数と活動件数

	提供会員	依頼会員	両方会員	活動件数
平成24年度	60人	80人	1人	854件
平成25年度	65人	102人	1人	986件

資料:こども福祉課

②延長保育

保育園に入園している方の通常保育時間（18時まで）を超えてお子さんをお預かりする事業です（公立は19時まで、私立は20時まで）。平成26年4月1日時点で、10箇所で実施しています。

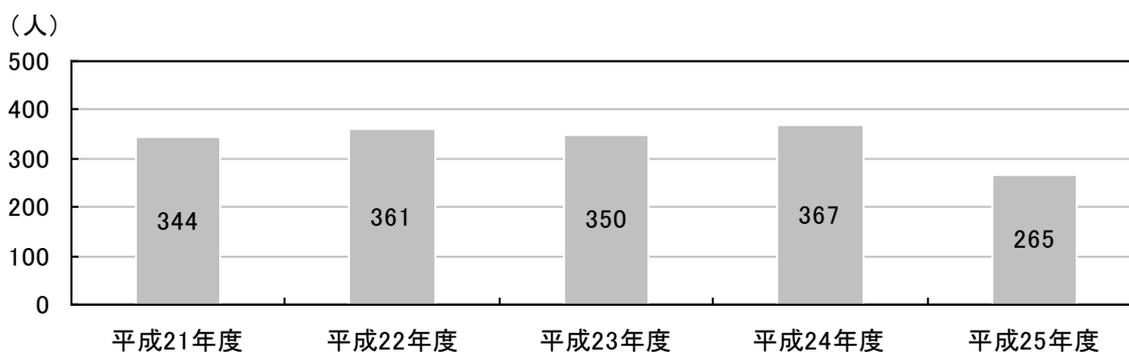
③一時預かり

冠婚葬祭や通院、リフレッシュ等のために、保育園や幼稚園でお子さんをお預かりする事業です。平成26年4月1日時点で、保育園では6園（公立2園、私立4園）で1日または時間単位で預かり、幼稚園では7園で月極めや1日単位の預かりを実施しています。

④病後児保育

保育園や幼稚園等に通っているが、病気の回復期なので集団保育をさせられないというお子さんを一時間単位でお預かりする事業です。市内では病後児保育を3箇所、体調不良児対応型を2箇所で実施しています。

■病後児保育の実施状況(2箇所の延べ利用者数)



資料:こども福祉課

第3節 アンケート調査結果の概要

本計画の策定にあたり、子育て中の保護者の生活実態や意見・要望などを把握するため、就学前児童（0～5歳）及び小学生児童（6～11歳）の保護者を対象に、「子育て支援ニーズ調査」（以下、「アンケート調査」という。）を実施しました。回収率は、就学前児童 67.9%、小学生児童 97.2%でした。

なお、「前回」と記載している結果については、平成21年に実施した「下野市次世代育成支援に関するニーズ調査」（回収率 73.7%）のことを指します。

以下に、主な結果を示します。

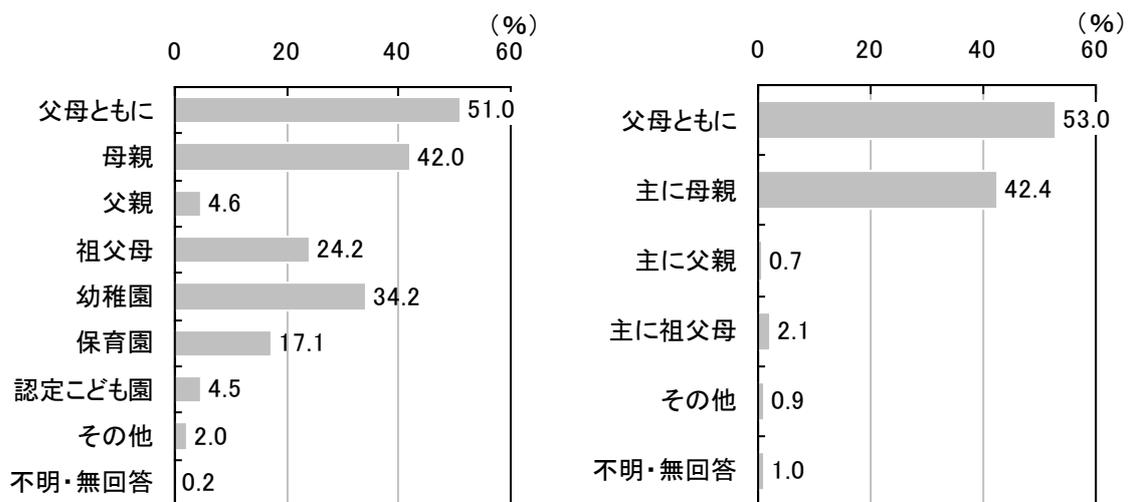
（1）子育てをしている方について

子育てに日常的に関わっている方／主に子育てを行っている方については、就学前保護者、小学生保護者ともに「父母ともに」が最も高く、次いで「(主に) 母親」となっています。また、就学前保護者では、「幼稚園」や「祖父母」の割合も高くなっています。

■子育てに日常的に関わっている方／主に子育てを行っている方

【子育てに日常的に関わっている方(就学前)】

【主に子育てを行っている方(小学生)】

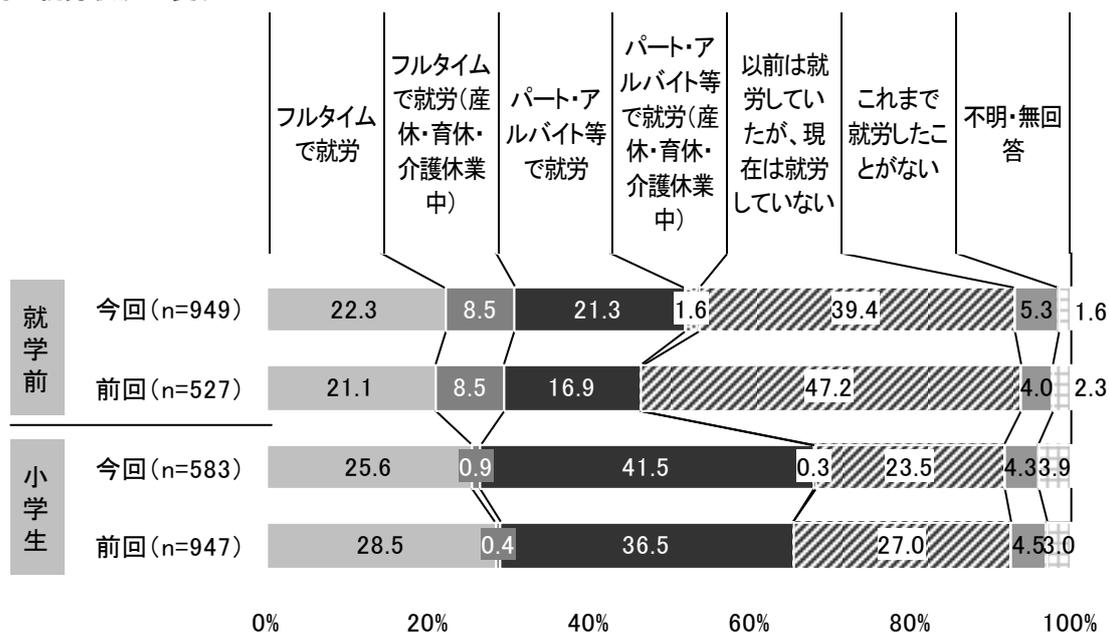


(2) 保護者の就労状況

母親の就労状況については、就学前保護者は「以前は就労していたが、現在は就労していない」、小学生保護者では「パート・アルバイト等で就労」が最も高くなっています。前回調査と比較すると、就学前も就学後も母の就労が増加しています。

また、1日あたりの保護者の就労時間をみると、就学前保護者、小学生保護者ともに、父親は「10時間以上」、母親は「8時間」が最も高く、父親が長時間労働に携わっている状況がうかがえます。

■母親の就労状況の変化



■保護者の1日あたりの就労時間(網掛けは最大値)

単位:%	就学前		小学生	
	父親	母親	父親	母親
1時間	0.1	0.4	0.6	0.8
2時間	0.0	0.6	0.2	0.8
3時間	0.1	3.3	0.0	2.3
4時間	0.0	8.4	0.0	14.3
5時間	0.3	9.2	0.4	17.3
6時間	0.6	13.1	0.6	13.6
7時間	0.8	10.8	0.8	10.3
8時間	24.1	32.4	26.7	25.9
9時間	10.4	8.2	10.2	6.8
10時間以上	58.6	12.0	52.9	6.5
不明・無回答	4.9	1.6	7.7	1.5

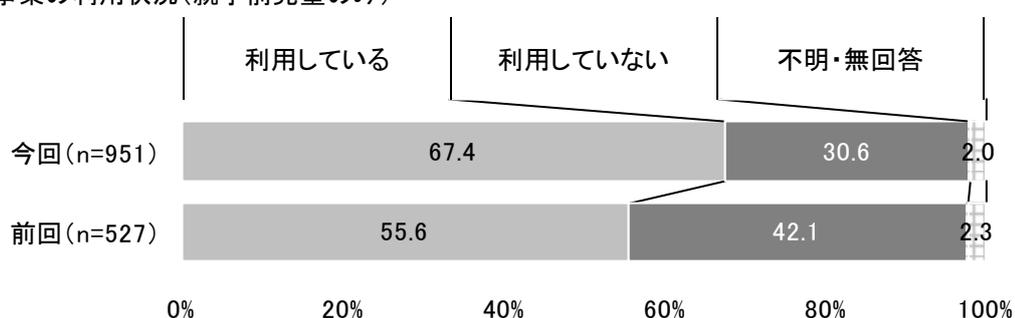
(3) 教育・保育事業の利用について

教育・保育事業の利用状況については、「利用している」が7割弱を占め、「利用していない」を上回っています。5年前に実施した調査と比較すると、「利用している」が10ポイント以上増加していることがわかります。

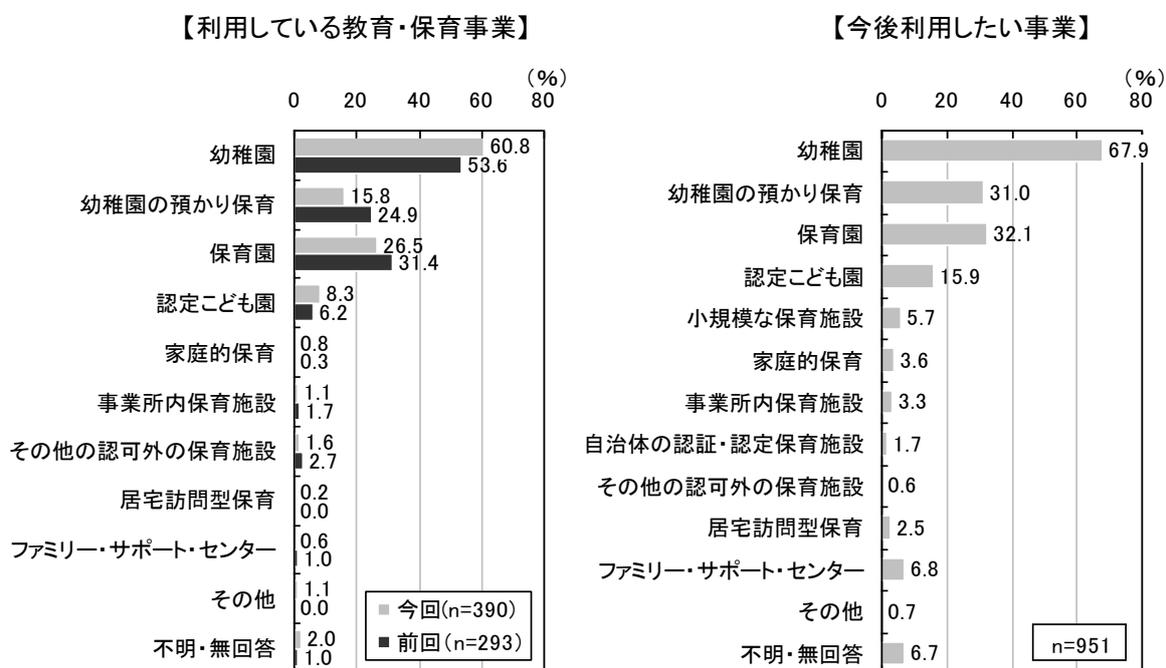
利用している教育・保育事業は、「幼稚園」が最も高く、次いで「保育園」、「幼稚園の預かり保育」となっています。特に、「幼稚園」は前回調査時点よりも約7ポイント増加しています。

また、今後利用したい事業については、現在利用している事業と同様、「幼稚園」が7割弱と最も高くなっています。

■教育・保育事業の利用状況(就学前児童のみ)



■利用している教育・保育事業／今後利用したい事業



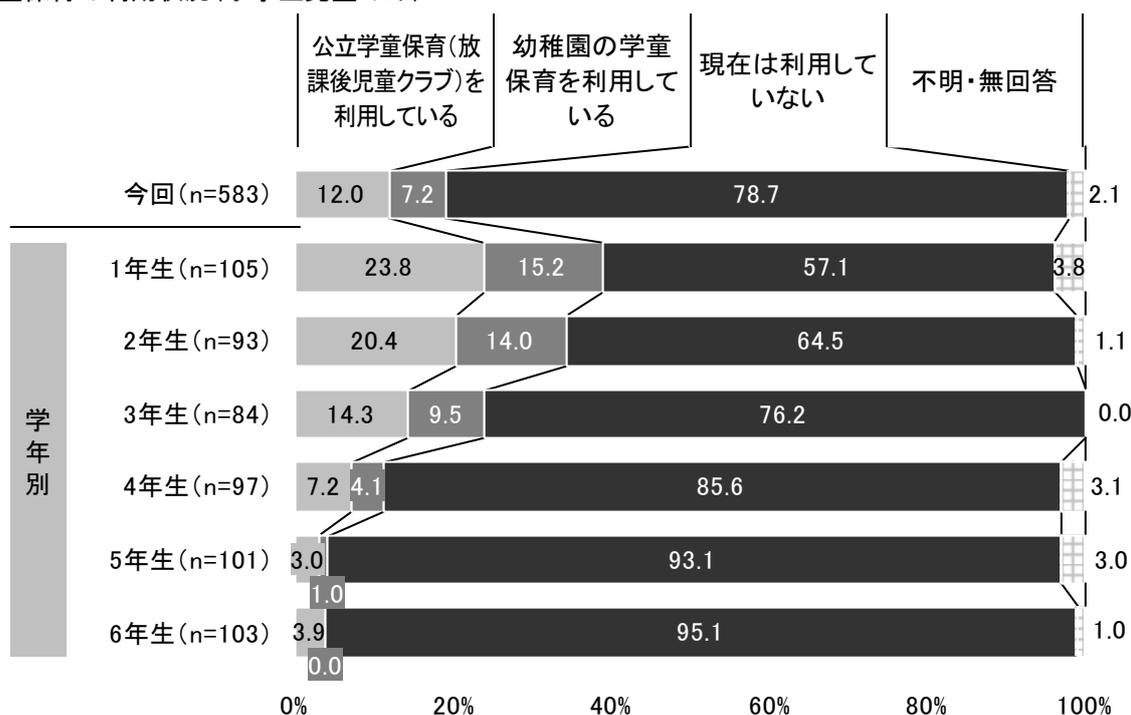
(4) 学童保育について

学童保育の利用状況については、「現在は利用していない」が8割弱を占めています。

子どもの学年別にみると、「公立学童保育（放課後児童クラブ）を利用している」、「幼稚園の学童保育を利用している」とともに、高学年になるほど利用割合が減少しています。

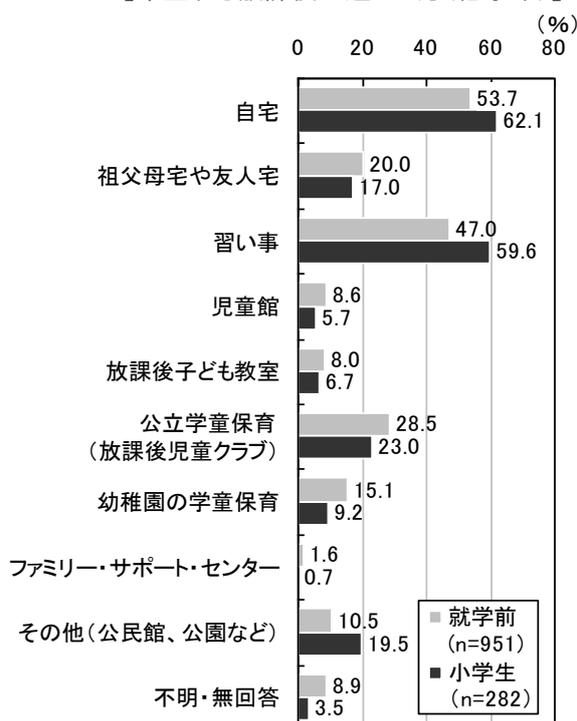
また、小学校入学後の希望する放課後の過ごし方としては、低学年・高学年ともに「自宅」や「習い事」が多くなっています。

■学童保育の利用状況(小学生児童のみ)

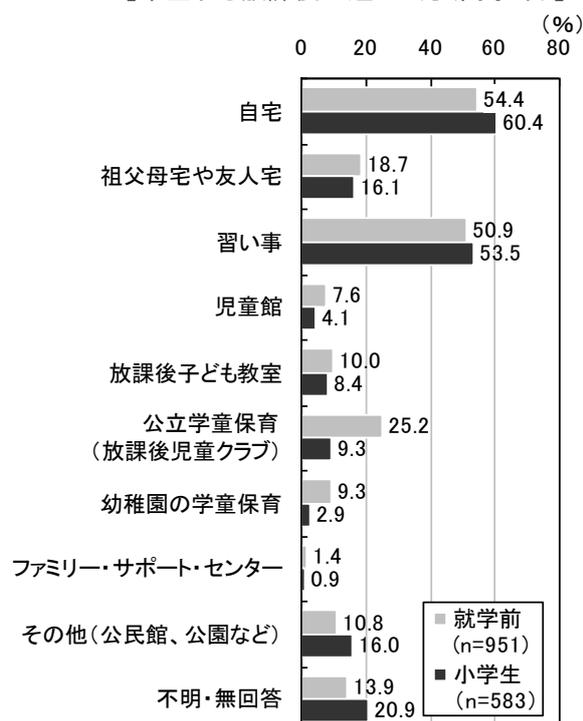


■希望する放課後の過ごし方

【希望する放課後の過ごし方(低学年)】



【希望する放課後の過ごし方(高学年)】

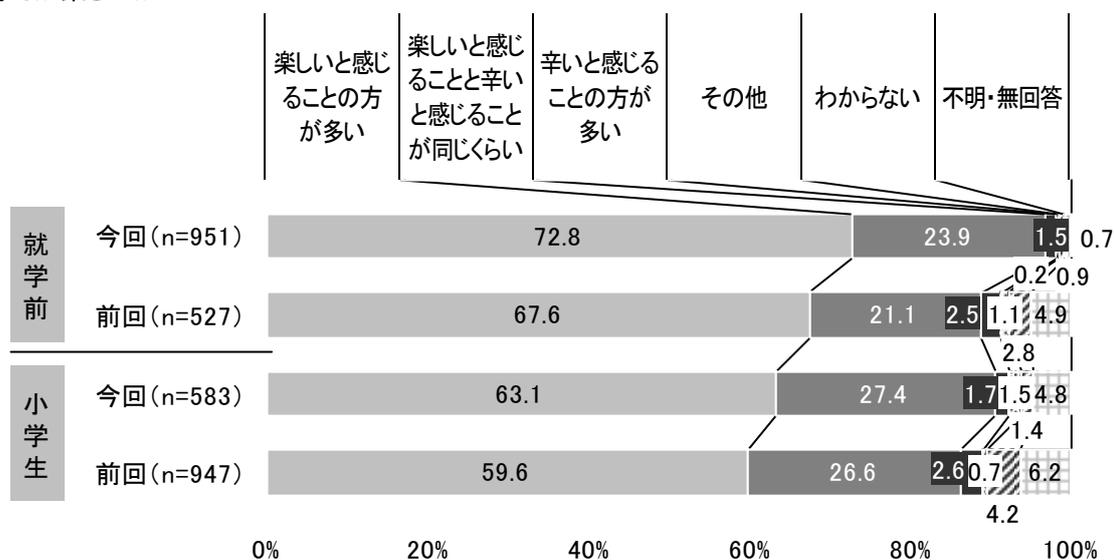


(5) 子育て全般について

子育てを楽しんでいるかについては、就学前保護者・小学生保護者ともに「楽しいと感じることの方が多い」が最も高く、5年前よりもそのように感じる人が増えていることがわかります。就学前保護者と小学生保護者を比較すると、就学前保護者の方が約10ポイント「楽しいと感じることの方が多い」と回答した人が多くなっています。

また、子育ての感じ方別にみた有効な子育て支援・対策については、小学生保護者では「仕事と家庭生活の両立」がいずれの感じ方の場合でも第一位となっているのに対し、就学前保護者では子育ての感じ方によって、求める支援や対策が異なることがわかります。

■子育てが楽しいか



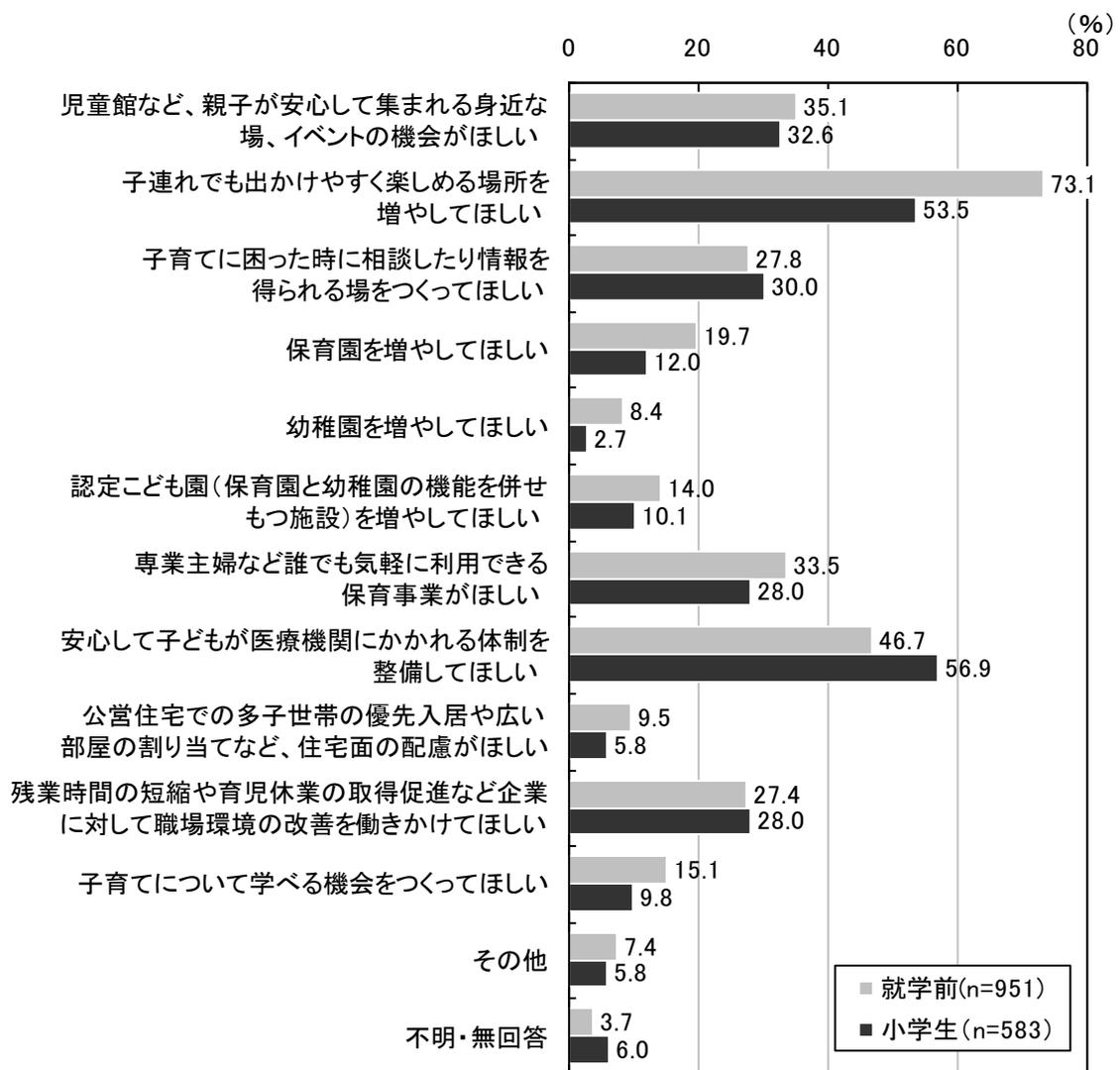
■子育ての感じ方別 有効な子育て支援・対策(上位3項目)

	就学前保護者			小学生保護者		
	1位	2位	3位	1位	2位	3位
楽しいと感じることの方が多い	地域における子育て支援の充実 45.2%	仕事と家庭生活の両立 40.3%	保育事業の充実 37.7%	仕事と家庭生活の両立 37.8%	地域における子育て支援の充実 35.1%	子どもの教育環境の充実 32.1%
楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい	仕事と家庭生活の両立 45.4%	地域における子育て支援の充実 39.2%	保育事業の充実 30.0%	仕事と家庭生活の両立 47.5%	子育てしやすい居住環境の充実 31.9%	
辛いと感じることの方が多い	保育事業の充実 57.1%	仕事と家庭生活の両立 42.9%	地域における子育て支援の充実 35.7%	仕事と家庭生活の両立 60.0%	子育てしやすい居住環境の充実 30.0%	子どもの教育環境の充実 30.0%

子どもを安心して産み育てられる環境をつくるために、市に期待することについては、就学前保護者では「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が73.1%と最も高く、次いで「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」、「児童館など、親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会がほしい」となっています。

また、小学生保護者では「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」が56.9%と最も高く、次いで「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」となっており、就学前保護者・小学生保護者ともに、医療機関の体制整備や遊び場・交流の機会や場の確保などが求められていることがうかがえます。

■子どもを安心して産み育てられる環境をつくるために、市に期待すること



第4節 下野市次世代育成支援後期行動計画の達成状況

下野市次世代育成支援後期行動計画の計画期間中の達成状況について、基本施策ごとに進捗の把握及び評価を行いました。以下に、結果の概要を示します。

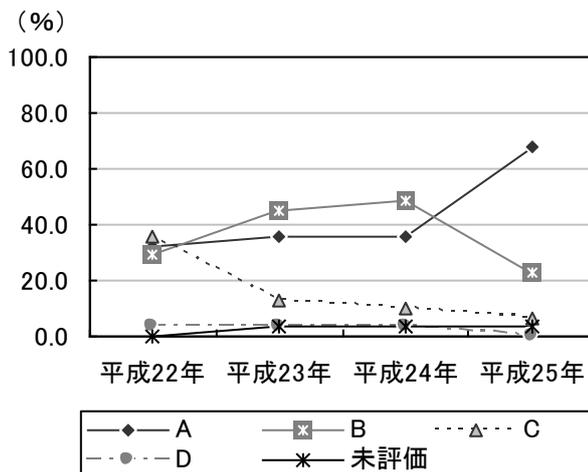
【達成の評価基準】

- A: 目標を達成した施策・事業(目標が「継続」で十分に事業実施ができた施策・事業も含む)
- B: 目標に向けて向上した、継続できた施策・事業(実施に向け計画を作成した、または作成中の施策・事業を含む。目標が「継続」で現状と同程度の実績を維持できた(または、ある程度向上)等の施策・事業を含む)
- C: 現状維持の施策・事業(未着手、実施に向け具体的な計画はないが検討した施策・事業を含む)
- D: 前年度に比べ低下または後退した施策・事業
- 未評価: 終了している事業

(1) 地域における子育ての支援

「地域における子育ての支援」に関する施策・事業の実施状況を見ると、平成22年時点ではA・B・C評価が3割程度となっていました。平成25年にはA評価の施策・事業が増えていることがわかります。

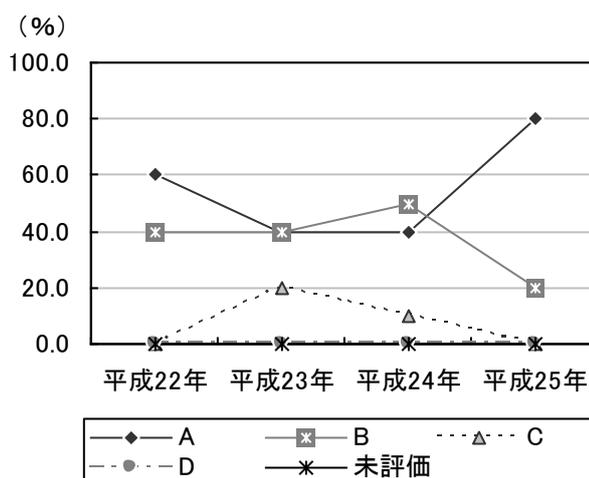
特に、「身近な子育て相談体制の充実」や「体調不良児対応型(保育園)」、「一時預かり事業(育児ママリフレッシュ事業)」、「地域子育て支援拠点事業」などは、市民のニーズなどを取り入れながら、取り組みの充実や利用者の増加が図られています。



(2) 援護を必要とする子育て家庭への支援

「援護を必要とする子育て家庭への支援」に関する施策・事業の実施状況をみると、B・C評価は減少しているのに対し、A評価は増加し、平成25年は8割となっています。

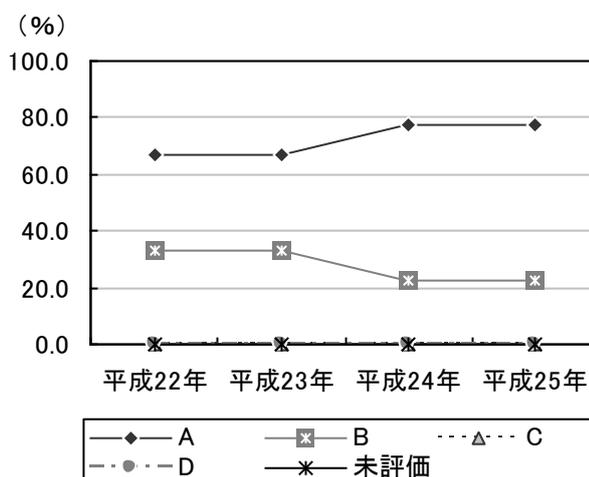
要保護児童やひとり親家庭への支援に関する取り組みは、さまざまな関係機関との連携のもとで進めるものが多くなっているものの、体制を整備することで着実な推進がみられます。また、障がいのある子どもへの支援については、相談体制や日中活動の場の整備などを中心に、事業の充実が図られています。



(3) 母子保健医療対策の充実

「母子保健医療対策の充実」に関する施策・事業の実施状況をみると、計画期間中、すべての施策・事業がAまたはB評価であることがわかります。

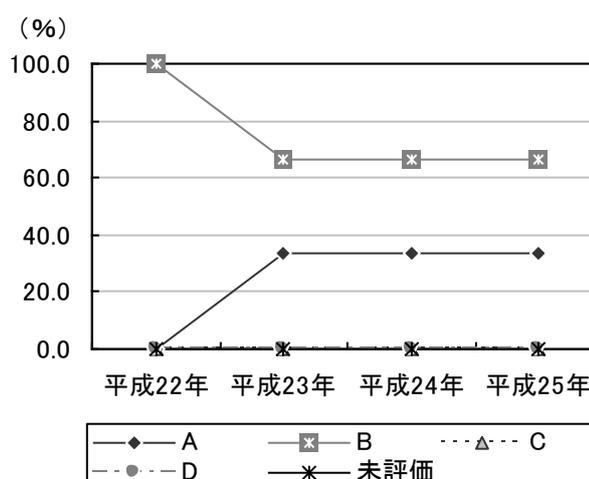
特に「5歳児健康相談」は市内通園児の受診が100%を達成、また「思春期相談・教育の充実」は思春期出前講座の実施対象校を拡大しました。



(4) 職業生活と家庭生活との両立の推進

「職業生活と家庭生活との両立の推進」に関する施策・事業の実施状況をみると、すべての施策・事業がAまたはB評価となっているものの、他の基本施策に比べ、A評価よりもB評価が多くなっています。

「企業への意識啓発」や「企業における両立支援」、「再雇用特別措置の周知」など、企業に対する取り組みを中心にB評価となっており、企業へのアプローチの難しさがうかがえます。一方で、「地域における両立支援」や「父親の育児参加促進」はA評価となっています。

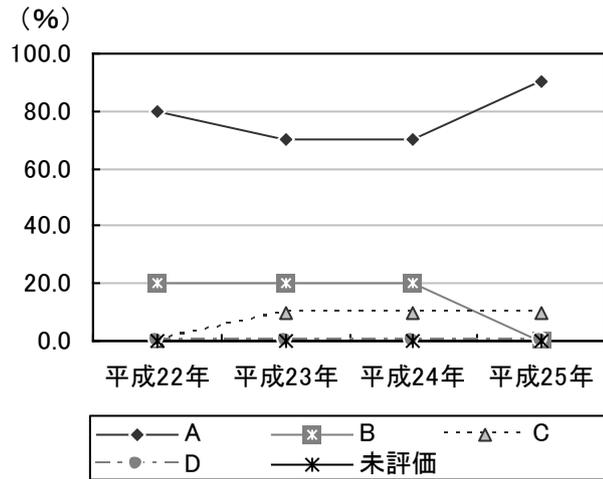


(5) 教育環境の整備

「教育環境の整備」に関する施策・事業の実施状況をみると、おおむねすべての施策・事業がA評価となっており、平成25年は8割を超えています。しかし、平成23年以降ではC評価となっている施策・事業もみられています。

平成24年以降、A評価となっている取り組みは「家庭教育学級」や「家庭教育オピニオンリーダー」で、地域

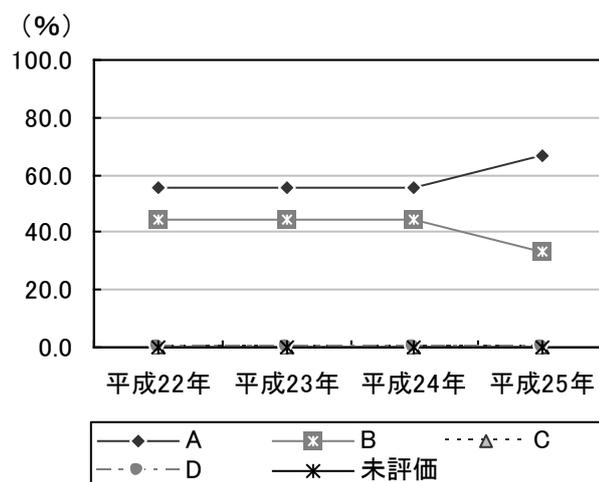
での子育て支援活動の推進に向けた体制が整えられつつあることがわかります。一方で、C評価は「子育てサポーターの養成・配置」となっており、整備した体制を維持していくための人材育成をさらに推進する必要があります。



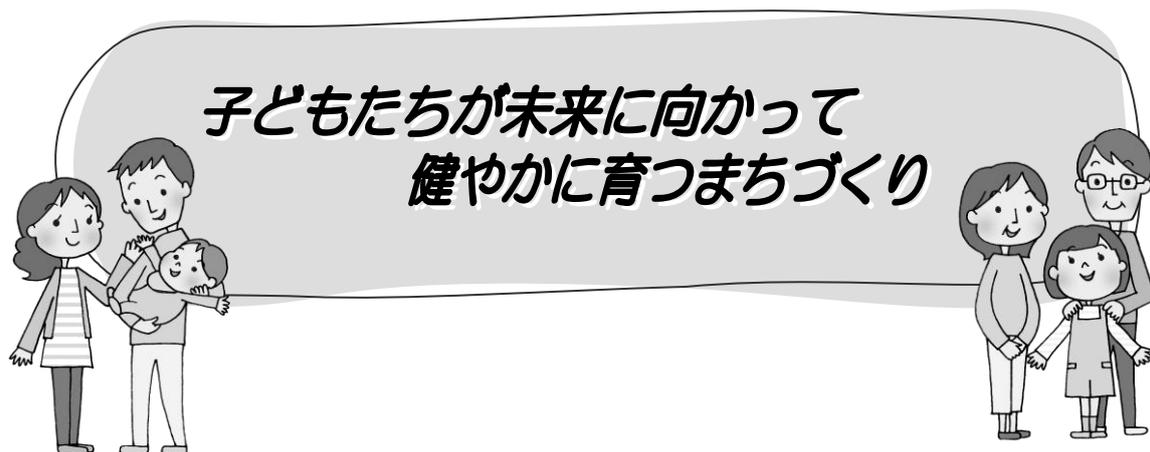
(6) 子育てしやすい生活環境の整備

「子育てしやすい生活環境の整備」に関する施策・事業の実施状況をみると、すべての施策・事業がAまたはB評価となっており、平成25年はA評価が6割以上と多くなっています。

特に、防犯や交通安全、有害環境浄化対策など、子どもたちの安心・安全を守るための取り組みが、おおむねA評価となっていることがわかります。



第1節 子ども・子育ての基本理念



子どもたちは将来の下野市を担う宝であり希望です。子どもたちの笑顔はかけがえのないものです。子どもたちの笑顔を守り、健やかな育ちを支えることは、保護者の幸せにつながっていきます。さまざまな家庭環境の中で、子どもたち一人ひとりの健やかな育ちのために、子育てをきめ細やかに支援していくことは、地域全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

人づくりはまちづくり。子どもも大人も「このまちに住んでよかった、ここが我がふるさと」と思える下野市を目指します。

第2節 基本的視点

本計画の基本理念を具体的に推進していくため、以下の基本的な視点に基づき、各種施策や事業に取り組みます。

視点① すべての子どもの幸せと成長

「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、一人ひとりの子どもが健やかに成長できること

視点② 安心できる子育て環境

妊娠・出産期からの切れ目ない支援をはじめ、ニーズに応じた乳幼児期の教育・保育事業を展開し、安心して子どもを産み育てられる子育て環境を提供すること

視点③ 協働による子育てしやすいまちづくり

子育ての第一義的責任を有する保護者がもつ価値観を尊重しながら、市民・地域・行政が協働し、子育てしやすいまちづくりを推進すること

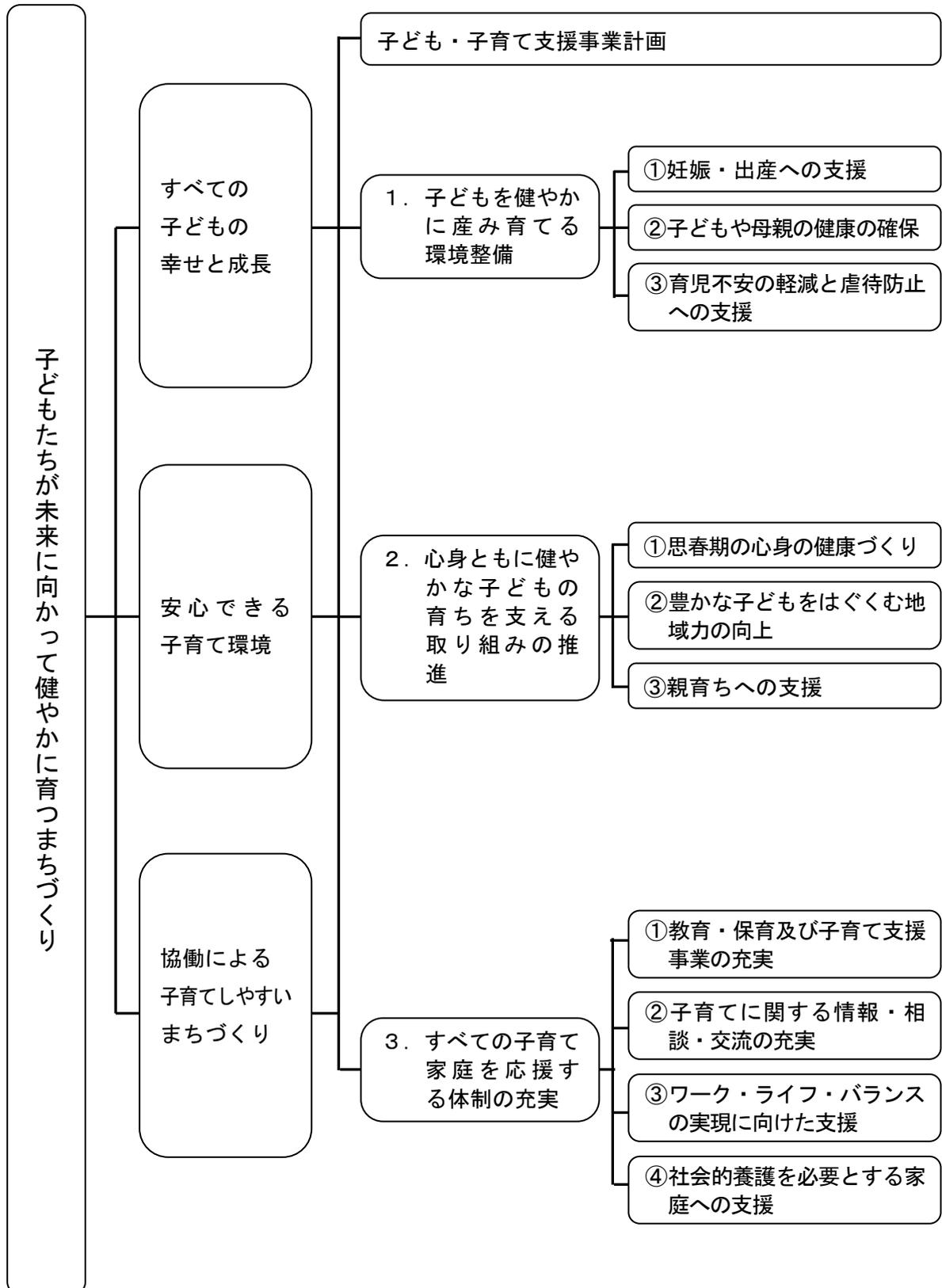
第3節 施策の体系

基本理念

基本的視点

基本施策

施策の方向



第4節 目標指標一覧

本計画の第4章及び第5章では、数値で進捗を管理すべき事業に対し、目標指標を設定しています。目標指標の一覧は以下のとおりです。なお、学校教育・保育事業の指標については、確保の内容として30・31ページに掲載しています。

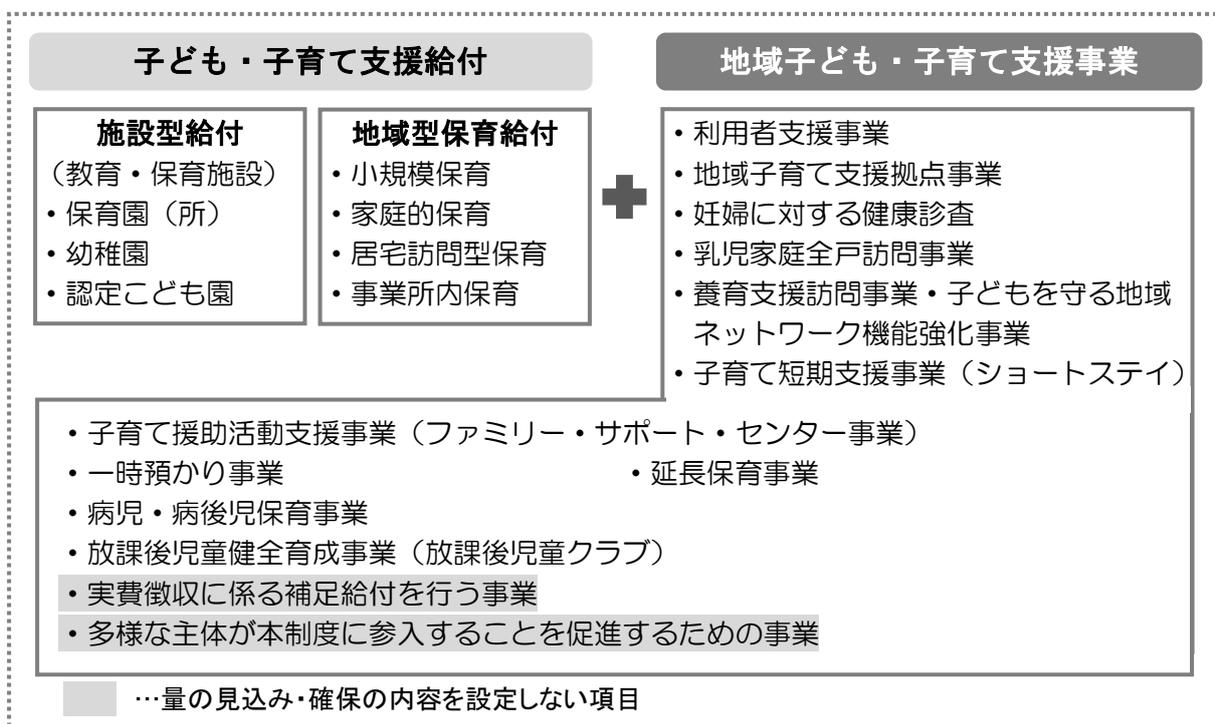
No.	事業名	担当課	指標名	平成31年度 目標値
1	利用者支援事業	こども福祉課	実施か所数	1か所
2	延長保育事業	こども福祉課	実施か所数	10か所
3	放課後児童健全育成事業	こども福祉課	実施か所数	14か所
4	子育て短期支援事業	こども福祉課	実施か所数	3か所
5	こんにちは赤ちゃん全戸訪問事業	こども福祉課／ 健康増進課	把握率	100%
6	地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	こども福祉課	実施か所数	3か所
7	一時預かり事業	こども福祉課	実施か所数	13か所
8	病児・病後児保育事業	こども福祉課	実施か所数	5か所
9	ファミリー・サポート・センター事業	こども福祉課	実施か所数	1か所
10	乳幼児健診	健康増進課	健診受診率	100%
11	休日保育事業	こども福祉課	実施か所数	2か所
12	夜間保育事業	こども福祉課	実施か所数	1か所
13	乳児保育事業	こども福祉課	実施か所数	13か所



第1節 子ども・子育て支援事業計画とは

子ども・子育て支援制度による事業は、大きく「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つに分かれます。本章では、これらの事業の需要量の見込みや、その確保の方策について定めます。

■子ども・子育て支援制度の全体像



また、子ども・子育て支援制度では、保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、子どもの年齢や保育の必要性の状況を鑑みて、次の3区分にそれぞれ認定し、学校教育・保育を提供することとなります。

■認定区分と提供施設

認定区分	保育の必要性の有無	該当年齢	提供施設
1号	保育の必要性なし 幼児期の学校教育のみ	3 - 5歳	幼稚園、認定こども園
2号	保育の必要性あり	3 - 5歳	保育所、認定こども園
3号	保育の必要性あり	0 - 2歳	保育所、認定こども園、地域型保育事業

第2節 教育・保育の提供区域の設定

本計画では、アンケート調査結果をもとに、国の方針に従い5年の計画期間（平成27年度から平成31年度）における、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを設定し、市の現状や将来的な事業提供の見込み等を踏まえたうえで、具体的な教育・保育の提供方針としての「確保の内容」を定めます。

国の基本指針では、上記の「量の見込み」と「確保の内容」を設定する単位として、各自治体において「教育・保育の提供区域（以下「提供区域」）」を定めることとなっています。また提供区域の設定に際しては、保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けられることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況その他の条件を総合的に勘案することとされています。

本市では、児童人口の推計や市の保育・教育の現状分析、アンケート調査から算出されたニーズ量、国による区域設定の諸条件等を総合的に勘案した結果、市全体を提供区域とした場合、需要量と供給量について現在の施設定員で十分な対応が可能であることから、市域全域を1つの提供区域として設定することとします。

なお、市域全体を1つの提供区域としながらも、ニーズや利用状況の変化等を見極めながら、各地域の特性や課題に応じた適正な対応を図ります。

30 ページ以降の量の見込み及び確保策で用いている単位は次のとおりです。

- ・人：年間の実利用人数
- ・人日／年：年間延べ利用人数
- ・人回／月：月間延べ利用回数

第3節 学校教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期

○学校教育・保育事業

学校教育・保育事業は、施設型給付と地域型保育給付の2つに大別されます。それぞれの給付の対象となる事業は、以下のとおりです。

施設型給付	認定こども園	学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設
	幼稚園	「幼稚園教育要領」に基づき、幼児期の学校教育を行う事業
	保育園	「保育所保育指針」に基づき、日々保護者の委託を受けて、「保育を必要とする」乳児又は幼児を保育する事業
地域型保育給付	小規模保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業
	家庭的保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業
	居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業
	事業所内保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業

■保育事業の量の見込み

(単位:人)

全市	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度			
	2 号	3 号		2 号	3 号		2 号	3 号		
	3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳	
①量の見込 (必要利用定員総数)	315	106	286	309	103	292	311	102	287	
②確保の内容	特定教育・保育施設(認定こども園、保育所)	320	102	343	320	114	451	320	114	451
	特定地域型保育事業(家庭的保育、小規模保育等)	/	0	0	/	0	0	/	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	他市町の利用(+)	14	0	18	14	0	18	14	0	18
	他市町からの受け入れ(-)	12	2	24	12	2	24	12	2	24
②-①	7	▲6	51	13	9	153	11	10	158	

全市	平成 30 年度			平成 31 年度			
	2 号	3 号		2 号	3 号		
	3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳	
①量の見込 (必要利用定員総数)	309	101	283	310	99	280	
②確保の内容	特定教育・保育施設(認定こども園、保育所)	320	114	451	335	114	456
	特定地域型保育事業(家庭的保育、小規模保育等)	/	0	0	/	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
	他市町の利用(+)	14	0	18	14	0	18
	他市町からの受け入れ(-)	12	2	24	12	2	24
②-①	13	11	162	27	13	170	

■教育事業の量の見込み

(単位:人)

全市	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度			
	1号	2号	合計	1号	2号	合計	1号	2号	合計	
	3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳		3-5歳
①量の見込 (必要利用定員総数)	845	449	1,294	829	440	1,269	833	442	1,275	
②確保の内容	特定教育・保育施設(認定こども園、幼稚園)	595	255	850	975	465	1,440	975	465	1,440
	認可を受けない幼稚園	520	210	730	140		140	140		140
	他市町の利用(+)	79	30	109	79	30	109	79	30	109
	他市町からの受け入れ(-)	107	25	132	107	25	132	107	25	132
②-①	242	21	263	258	30	288	254	28	282	

全市	平成 30 年度			平成 31 年度			
	1号	2号	合計	1号	2号	合計	
	3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳		
①量の見込 (必要利用定員総数)	827	440	1,267	831	442	1,273	
②確保の内容	特定教育・保育施設(認定こども園、幼稚園)	975	465	1,440	975	465	1,440
	認可を受けない幼稚園	140		140	140		140
	他市町の利用(+)	79	30	109	79	30	109
	他市町からの受け入れ(-)	107	25	132	107	25	132
②-①	260	30	290	256	28	284	

☑ 提供体制、確保策の考え方

教育事業においては、今後の量の見込みに対し、提供体制は十分に確保されていますが、保育事業においては、平成 27 年度では若干の不足が生じる見込みです。平成 28 年度に既存施設が認定こども園に移行することにより、提供体制の不足の解消ができる見込みです。引き続き、既存施設の認定こども園への移行を支援することにより、提供体制の充実を図ります。

☑ 教育・保育事業の一体的提供及び推進に関する体制の確保内容

平成 27 年度には私立幼稚園 2 園が認定こども園になる予定であり、28 年度にも新たに私立幼稚園 2 園が認定こども園になる予定です。引き続き、既存施設の認定こども園への移行を支援することにより、保護者の多様なニーズに対応し、教育・保育の一体的提供を推進します。

第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期

①利用者支援事業 新規

子ども・子育て新制度において新たに位置づけられた事業です。市民が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用することができるよう、利用希望者からの相談に応じて必要な情報提供やアドバイスを行うとともに、関係機関との連絡調整や情報集約を行います。

(単位:か所)

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

子ども・子育て支援に関する相談援助、情報提供等を行うことで、個々の状況にあった施設や事業を円滑に利用できるよう支援する窓口を1か所設置します。

②延長保育事業

保育事業を利用している乳幼児の保護者が、就労時間の延長などにより通常の保育時間(11時間)を超える保育が必要な場合、保育所での保育時間を延長して乳幼児の預かりを行う事業です。

(単位:人)

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込	401	399	397	391	389
②確保の内容	404	404	404	404	404
②-①	3	5	7	13	15
実施か所数	10	10	10	10	10

提供体制、確保策の考え方

延長保育を実施しているのは10園で、今後の量の見込みに対し、提供体制は十分に確保されています。引き続き、利用者のニーズに応えながら、適切な提供体制の確保を図ります。

③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を対象に、児童館や学校の余裕教室、専用施設で、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

（単位：人）

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込	772	765	761	746	728
②確保の内容	775	775	808	868	868
②-①	3	10	47	122	140
実施か所数	13	13	13※	14	14

※ 国分寺東小学校区において、国分寺東児童館学童保育室を廃止し、国分寺東小学校学童保育室を整備

☑ 提供体制、確保策の考え方

放課後児童健全育成事業は 13 か所の学童保育室で実施しており、すべての小学校区ごとに利用できる体制です。しかし、学校敷地内または隣接地ではない学童保育室や大規模化している学童保育室があります。

今後は、国分寺東小学校学童保育室を整備し、学校敷地内で保育ができる環境を整えます。また、大規模化している国分寺小学校区内の学童保育室についても整備の推進に努めます。

なお、児童が多様な体験・活動ができるよう放課後子ども教室との連携を検討するなど事業の充実を図るとともに、安心、安全な居場所の確保に努めます。

④子育て短期支援事業 ☆新規

保護者が、疾病、疲労など身体上・精神上・環境上の理由により、児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において、原則7日以内として養育・保護を行う事業です。

（単位：人日／年）

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込	5	5	5	5	5
②確保の内容	5	5	5	5	5
②-①	0	0	0	0	0
実施か所数	3	3	3	3	3

☑ 提供体制、確保策の考え方

現在、本市では子育て短期支援事業を実施していませんが、平成 27 年度より事業を開始します。対象児童を入所養育することで、子育て家庭の支援、児童虐待の未然防止に努めます。

⑤乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭に、保健師、助産師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

（単位：人）

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込	493	483	478	471	460
②確保の内容	493	483	478	471	460
②-①	0	0	0	0	0
実施体制	委託	委託	委託	委託	委託
実施機関	下野市	下野市	下野市	下野市	下野市

☑ 提供体制、確保策の考え方

今後も対象となる乳児のいるすべての家庭を訪問し、乳児を養育している家庭の孤立化を防ぐとともに、健全な養育環境の確保を図り、児童虐待を未然に防止していきます。

⑥養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

児童虐待防止や育児不安を抱えているなど、養育支援が特に必要とされる家庭を対象に、ヘルパーや保健師等が訪問し、保護者の育児・家事等の養育能力を向上させるための支援や相談支援を行います。

また、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性及び連携の強化等を行います。

（単位：人日／年）

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込	354	354	354	354	354
②確保の内容	354	354	354	354	354
②-①	0	0	0	0	0
実施体制	一部委託	一部委託	一部委託	一部委託	一部委託
実施機関	下野市	下野市	下野市	下野市	下野市

☑ 提供体制、確保策の考え方

対象家庭に対して養育環境の改善を促すために養育支援訪問事業を実施するとともに、子どもを守る地域ネットワーク機能の強化により、児童虐待を未然・再発防止に努めます。

⑦地域子育て支援拠点事業

「地域子育て支援拠点（地域子育て支援センター）」において、子育ての相談や情報提供に
 応じたり、子育て中の親子の交流、遊び場の提供などを通じて子育てを支援する事業です。

（単位：人回／月）

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込	2,463	2,476	2,439	2,403	2,365
②確保の内容	2,463	2,476	2,439	2,403	2,365
②－①	0	0	0	0	0
実施か所数	3	3	3	3	3

☑ 提供体制、確保策の考え方

地域子育て支援拠点は市内3か所に開設されており、今後の量の見込みに対し提供体制は確保されています。引き続き、地域全体で子育て家庭を支えるまちづくりの拠点として、さまざまな活動を通じ親子がともに成長する力を引き出しながら、ニーズに応じ事業内容を充実させるなど、適切な提供体制の確保を図ります。

また、関係職員は各種研修に積極的に参加し、技能の向上や専門知識の習得に努めます。

⑧一時預かり事業（預かり保育）

保護者が仕事、疾病、用事等の理由により、家庭において保育することが一時的に困難となった乳幼児を、主として昼間において幼稚園その他の場所において一時的な預かりを行う事業です。

（幼稚園）

（単位：人日／年）

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込	1号認定の利用	7,351	7,206	7,251	7,197	7,233
	2号認定の利用	113,378	111,142	111,841	111,003	111,561
②確保の内容		120,729	118,348	119,092	118,200	118,794
②－①		0	0	0	0	0
実施か所数		7	7	7	7	7

（その他）

（単位：人日／年）

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込		4,375	4,344	4,327	4,283	4,264
②確保の内容		4,375	4,344	4,327	4,283	4,264
②－①		0	0	0	0	0
実施か所数		6	6	6	6	6

☑ 提供体制、確保策の考え方

一時預かり事業は市内 13 か所で実施しています。今後の量の見込みに対し、提供体制は十分に確保されているため、引き続き、利用者のニーズに応えながら、適切な提供体制の確保を図ります。

⑨病児・病後児保育事業

発熱等の急な病気となった児童（病児）や病気回復期の児童（病後児）が、教育・保育施設に通えなかったり、保護者による保育ができない場合に、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育を行います。

(単位: 人日/年)

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込	928	921	917	907	902
②確保の内容	928	921	917	907	902
②-①	0	0	0	0	0
実施か所数	5	5	5	5	5

☑ 提供体制、確保策の考え方

病児・病後児保育事業は市内5か所で実施しており、今後の量の見込みに対し、提供体制は十分に確保されています。引き続き、利用者のニーズに応えながら、適切な提供体制の確保を図ります。

● 病児・病後児保育について

本市では、病気や怪我の回復期にある乳幼児から小学3年生までのお子さんを対象に、保護者による保育が困難な場合お預かりします。詳細はお問い合わせください。

◆利用料：1時間 150円（昼食・おやつは別途申し込みが必要です。）

◆保育時間：午前7時30分から午後7時

休日は土・日曜日、祝日、年末年始の12月29日から1月3日
（土曜日は、前日申込の場合のみ利用可能）。

◆利用方法：電話予約（予約時間：午前6時30分～午後7時）

※当日申込は、午前8時まで

利用当日、利用申請書・かかりつけの医師記入の診療情報提供書等の書類を提出していただく必要があります。



⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童の預かり、送迎時の支援等を受けることを希望する方（依頼会員）と、支援を行うことを希望する方（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行います。

（単位：人日／年）

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込	1,664	1,664	1,664	1,664	1,612
②確保の内容	1,664	1,664	1,664	1,664	1,612
②-①	0	0	0	0	0
実施か所数	1	1	1	1	1

☑ 提供体制、確保策の考え方

市直営のファミリー・サポート・センターでは、アドバイザーを配置し相互援助活動の調整や相談にあたっています。

今後も、仕事と育児の両立を推進するために就労しやすい環境をつくるため、地域全体で子育て家庭を支援する体制を確保するとともに、提供会員の確保策及びセンター機能の充実について検討していきます。

⑪妊婦健診事業

妊娠している方に対して、妊婦健康診査を行います。

（単位：人）

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込	493	483	478	471	460
②確保の内容	493	483	478	471	460
②-①	0	0	0	0	0
実施場所	県内医療機関等				
実施体制	委託	委託	委託	委託	委託
検査項目	問診及び診察、梅毒血清反応検査、H I V検査、風疹ウイルス抗体価検査、血液検査（血色素検査、抗Rh因子検査及び血小板検査。ただし、血色素検査以外の検査は必要に応じて行う。）、血圧測定、尿化学検査（試験紙等による半定量検査）、腹部超音波検査、B型肝炎抗原検査、C型肝炎抗体検査、子宮頸がん検査、ヒトT細胞白血病ウイルス-1型抗体検査、クラミジア抗原検査、その他の検査				

☑ 提供体制、確保策の考え方

国が示す妊婦健診の実施基準に基づき、最大 14 回の公費助成を実施し、妊婦の健康管理の向上に努めます。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 ☆新規

世帯の所得状況等を勘案して市が定める基準に該当する場合、特定教育・保育等を受けた際に、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入費用や行事参加費用に対し、必要に応じ助成を行います。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 ☆新規

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業を必要に応じて実施します。

● 子育て支援センターについて ●

本市では、子どもたちの遊びを広げる場、保護者のふれあいの場、子育ての輪を広げる場として、市内3か所に子育て支援センターを設置しています。育児相談や市内の保育園、幼稚園、保育施設等の情報提供、各種行事・研修会を行っています。



◆つくし（保健福祉センターゆうゆう館内）

開所時間：午前9時～正午、午後1時～4時30分（月曜日から金曜日）

午前10時～正午、午後1時～3時（土曜日）

日曜日・祝日・年末年始はお休みです。

◆ゆりかご（あおば保育園内）／◆みるく（わかば保育園内）

開所時間：午前9時～午後3時30分（月曜日から金曜日）

土・日・祝日・年末年始・保育園休園日・年度末(3/31)・年度始(4/1)

はお休みです。

※はじめに入館者登録（登録料310円）が必要です。

第1節 子どもを健やかに産み育てる環境整備

現状と課題

- ≫ 母子保健は生涯を通じた健康の出発点であり、次世代を健やかに育てるための基盤となるものです。とりわけ妊娠・出産期における母体の効果的な健康管理、安定した精神状態の確保は、胎児への影響が大きいため、重要な課題となっています。また、近年は少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化、さらには生活様式や価値観の変化等を背景に、母親の育児不安や児童虐待、不妊症など、母子を取り巻く新たな健康課題も生じてきています。
- ≫ 本市では、妊婦とその家族への支援として、妊娠・出産・育児などに関する情報や仲間づくりの機会を提供する両親学級（フレッシュママ・パパ教室）を実施しているほか、乳幼児の母子に対しては、助産師が生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、子育てに関する助言・情報提供を行う支援を実施しています。また、これらの母子保健事業と連携しながら相談支援体制を強化し、虐待の未然防止及び早期発見・対応を図っているものの、家庭児童相談窓口に寄せられる虐待に関する相談件数は高止まりの傾向となっています。
- ≫ 平成25年度に実施したアンケート調査結果によると、子育てを楽しんでいるかについて、就学前保護者、小学生保護者のいずれも「楽しい」と感じている人が多数を占めています。しかし、「つらい」と感じている人も少なからず見られることから、そうした保護者が気軽に悩み等を相談できる機会や場を確保することが必要です。また、今後市に期待する子育て支援策として、「医療体制の整備」が上位に挙げられており、子どもを安心して産み、育てていくための基盤強化への要望が高まっていることがうかがえます。
- ≫ 子どもが健やかに成長し、生涯を通じて健康に過ごすためには、出産前からの支援と出産後の早期からの相談や健診の充実など、妊産婦や子育て中の保護者を地域で見守り、支える環境を整備することが必要です。また、関係機関との連携のもと、子どもが安心して医療が受けられる体制を強化するとともに、健康や育児等に関する身近な相談先としての「かかりつけ医」について周知啓発を図ることが求められます。

(1) 妊娠・出産への支援

妊娠や出産における不安や悩みを軽減し、出産後も親子が健康に、のびのびと育児を楽しめるよう、健診等の機会を活用した相談・指導の機会や場の確保を図ります。また、不妊に関する悩み等の相談支援や経済的負担の軽減を行います。

事業名	1. 妊婦健康診査（母子健康手帳および妊婦健康診査受診券の交付）
担当課	健康増進課
事業内容	第4章 子ども・子育て支援事業計画【必須記載事項】を参照

事業名	2. 両親学級（フレッシュママ・パパ教室）
担当課	健康増進課
事業内容	◇妊婦とその家族が、妊娠・出産・育児などに関する情報に接することができるようにするとともに、妊婦間で仲間づくりができるよう、内容を工夫し両親学級（フレッシュママ・パパ教室）を開催します。

事業名	3. 妊娠サポート事業の充実
担当課	健康増進課
事業内容	◇不妊に関する医学的な相談や不妊による心の悩みに対しては、「栃木県不妊専門相談センター」を紹介するなど、多岐にわたる相談支援に努めます。 ◇不妊治療については、経済的負担が大きいことから、特定不妊治療（体外受精及び顕微受精）費及び人工授精治療費の一部を助成します。 ◇不育症治療については、治療効果は高いものの、医療保険が適応されず治療費が高額であるため経済的負担が大きいことから、保険適応外の治療費の一部を助成します。 ◇先天性風しん症候群予防対策の一環として、妊娠を希望する夫婦及び妊婦の夫の風しん予防接種費用の一部を助成します。

事業名	4. 産後の母子支援の充実 ☆新規
担当課	健康増進課
事業内容	◇核家族化や地域のつながりの希薄化等により、地域において妊産婦やその家族を支える力が弱くなってきているため、産院を退院した直後における健康面の悩みや不安などに対する支援が求められています。 ◇状況を把握し今後の支援のあり方を検討するなど、「妊娠から出産、子育て期までの切れ目ない支援体制」のさらなる充実に努めます。

(2) 子どもや母親の健康の確保

健診や予防接種などは、子どもの成長、発達を確認する場として重要な機会であることを周知し、受診勧奨や受診しやすい環境づくりを行うとともに、生涯を通じた健康を確保するため、母子の健康管理を促進します。また、関係機関との連携のもと、小児医療体制の整備を図るとともに、身近な健康等の相談先として「かかりつけ医」制度を推進します。

事業名	1. 乳幼児健診		
担当課	健康増進課		
事業内容	◇疾病や異常の早期発見と、子どもの発育・発達支援のため、乳幼児の各種健康診断を実施するとともに、育児・栄養・歯科等の相談の場として活用します。また、個別通知、市の広報誌やホームページを通して受診の向上に努めます。		
指標	指標名	健診受診率	31年度 100%

事業名	2. 予防接種への助成 ☆新規		
担当課	健康増進課		
事業内容	◇疾病の動向や疾病に対する治療法の有無、ワクチンの有効性及び副反応の状況を把握しながら、専門家の意見を踏まえ、任意予防接種の助成についても検討していきます。		

事業名	3. 食育学習機会		
担当課	健康増進課		
事業内容	◇関係機関と連携し、食事バランスガイドを使って乳幼児期から思春期までの発達段階に応じた食育教室を開催し、朝食の大切さ、バランスの良い食事などの正しい食習慣の定着を図ります。		

事業名	4. かかりつけ医制度の推進 ☆新規		
担当課	健康増進課		
事業内容	◇病気になった際の初期の医療や日ごろの健康に不安を感じた時に相談できる身近な診療所（クリニック）を持つことを推奨します。 ◇小山医療圏救急医療情報のリーフレット内に、「かかりつけ医をもちましょう」の記事を掲載し、啓発に努めます。		

事業名	5. 初期対応のための「家庭の医学」の推進 ☆新規
担当課	健康増進課
事業内容	<p>◇乳幼児健診時に「救急ガイドブック」、「事故防止ガイドブック」等の資料を配布するなど、不慮の事故防止対策を含めた普及・啓発を行います。</p> <p>◇特に、過去に事故やけがの経験のある方については、個別の相談指導を行います。</p>

事業名	6. 小児救急医療
担当課	健康増進課
事業内容	<p>◇子どもが地域において、いつでも安心して医療サービスを受けられるよう、休日・夜間における小児救急患者の受入など、小児救急医療体制の整備充実を図ります。</p> <p>◇夜間の小児患者に対する電話相談（とちぎ子ども救急電話相談）を周知するとともに、健診の機会などに小児救急医療の適正な受診について啓発します。</p>



(3) 育児不安の軽減と虐待防止への支援

子どもへの虐待を未然に防止するため、相談や訪問等を通じ、保護者の育児に対する不安解消に努めるとともに、支援を必要とする家庭には、早期発見・対応により、各種関係機関と連携しながら、適切な支援・フォローが行える体制のさらなる強化を推進します。

事業名	1. こんにちは赤ちゃん全戸訪問事業			
担当課	こども福祉課／健康増進課			
事業内容	第4章 子ども・子育て支援事業計画【必須記載事項】を参照			
指標	指標名	把握率	31年度	100%

事業名	2. 養育支援家庭訪問事業			
担当課	こども福祉課			
事業内容	第4章 子ども・子育て支援事業計画【必須記載事項】を参照			

事業名	3. 相談体制の充実			
担当課	こども福祉課／健康増進課			
事業内容	◇幼稚園、保育園、学校、児童相談所等の関係機関と連携を密にし、児童虐待を含め子どもと家庭に関する相談に対応します。 ◇専門的技術を習得した職員を配置し、相談体制のさらなる充実、気軽に相談しやすい環境づくりに努めます。			

事業名	4. 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）			
担当課	こども福祉課			
事業内容	第4章 子ども・子育て支援事業計画【必須記載事項】を参照			

第2節 心身ともに健やかな子どもの育ちを支える取り組みの推進

■ 現状と課題

- ≫ 心身ともに健やかな子どもを育む場として、家庭はもとより地域社会の果たす役割は大きく、地域には次世代育成の場としての機能があるといわれています。しかし、近年の少子化の進行、生活スタイルや価値観の変容等の影響により、その機能が十分に活用されず、兄弟や仲間、地域の大人など、さまざまな人とかかわる機会が少ないまま、子どもたちは成長し大人になるケースが多くなっています。
- ≫ 本市では、さまざまな交流や体験機会をつくるため、中・高校生と乳幼児がふれあう体験学習を実施するとともに、地域の人材を活用した授業やクラブ活動を取り入れるなど、次代の親の育成という視点からも、人との多様なかかわり合いを創出する取り組みを進めています。また、各種教室を開催するなど、親の親としての学びの支援にも取り組んでいます。
- ≫ 平成25年度に実施したアンケート調査結果によると、子育て支援に有効または必要と感じている施策について、小学生保護者では「地域における子育て支援の充実」や「地域における子どもの活動拠点の充実」が上位で、5年前に実施した調査結果を上回っています。また、小学生の放課後の過ごし方としては自宅や習い事が多数を占めており、小中学生が地域で安心して過ごし、さまざまな人とかかわり合える場の確保が必要であることがうかがえます。
- ≫ 市民一人ひとりが、地域の子どもを見守り支え、さまざまな人とかかわりの中で育ていくという意識をもつとともに、子どもたち自身もそうした機会や場を積極的に活用する中で自己形成を図り、次代の親として子育てを継承していけるよう、環境づくりや取り組みの推進を図ることが重要です。

(1) 思春期の心身の健康づくり

子どもたち一人ひとりが自分を大切に思い、人を大切に思う心を育み、また、自分がかけがえのない存在であることを実感するなど、次代の親としての成長を支援する取り組みの推進を図ります。

事業名	1. 思春期相談・教育の充実
担当課	健康増進課／学校教育課
事業内容	◇児童生徒の命を大切に思う気持ちを醸成するとともに、思春期における正しい性知識の普及や性感染症の予防学習を進めるため、関係機関が連携し小中学校で思春期講座（出前授業）を開催します。 ◇思春期に関する健康相談に対応します。

事業名	2. 中・高生の乳幼児ふれあい体験
担当課	こども福祉課／学校教育課
事業内容	◇公立、私立の3保育園で中学生または高校生の体験学習を実施し、中・高生と赤ちゃんとの「交流」を通じて、中・高生の健全な育成を図るとともに、将来結婚し家庭を持ち、子育てに関わった時の育児不安や虐待防止につなげます。 ◇中学生の乳幼児ふれあい体験ができるよう学校へ参加を促します。



(2) 子育て家庭を支える地域力の向上

学校・家庭・地域・行政をはじめ、地域の多様な主体が連携し、交流や体験活動の機会を積極的に提供するなど、地域全体で子どもを育成する環境をつくります。

事業名	1. 学校・家庭・地域・行政の連携及び協働
担当課	学校教育課／生涯学習課
事業内容	<p>◇ふれあい学習の推進により、学校・家庭・地域が一体となって子どもの学習環境の整備・健全育成に取り組むとともに、次世代を担う青少年の社会参画を推進する取り組みを実施します。</p> <p>◇開かれた学校づくりをさらに推進するために、学校運営に関する積極的な情報提供を行います。</p>

事業名	2. 放課後子ども教室  新規
担当課	生涯学習課
事業内容	<p>◇放課後等における安全で安心な居場所(学校の余裕教室等を活用)を設け、学習活動やスポーツ・文化活動、地域との交流活動等の機会を提供することにより、子どもが心豊かで健やかに育まれるよう、放課後子ども教室の実施について調査・検討します。</p> <p>◇放課後対策を総合的に推進するため、放課後子ども教室と放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)との連携や一体化についても調査・検討します。</p>

事業名	3. 地域の人材を活用した教育の取組
担当課	学校教育課／生涯学習課
事業内容	<p>◇生涯学習情報センターによるボランティアコーディネート業務をさらに強化し、子どもの学習・健全育成の支援の充実を図ります。</p> <p>◇地域の教育力を活用するため、学校の授業や環境整備、公民館事業等で、ボランティアの活躍の場を提供します。</p>

事業名	4. 世代間交流の推進  新規
担当課	こども福祉課
事業内容	<p>◇子育て関連施設において、地域の高齢者と親子との世代間交流を促進し、親子が人生の先輩からの情報を得ることにより子育ての孤立化を防止するとともに、高齢者と親子両方の自尊感情と自己肯定感を醸成します。</p>

事業名	5. 子どもが安心して集える安全な居場所づくり ☆新規
担当課	こども福祉課
事業内容	◇子育て関連施設が「子どもが安心して集える居場所」となるよう、施設の運営に努めます。 ◇石橋児童館を新築する際には、「子どもが安心して集える安全な居場所」という視点を重視しながら、地域全体で子どもを育成できるよう整備を進めます。

● 児童館について

児童館は「子どもたちの遊び場」です。「遊び」を通して健康なからだと豊かな心を育てることを目的としています。市内には5か所設置されています。各施設で、子育て広場を開催するとともに、年間行事として「七夕まつり」や「クリスマス会」、「児童館まつり」などを行っています。



◆南河内児童館

0歳から未就学児を対象に、手遊び、絵本の読み聞かせなどを行う「のびのびひろば」や乳幼児を持つ親子のコミュニケーションの場として「子育てひろば」を実施しています。

◆国分寺東児童館

1歳6か月から3歳児の親子を対象に、親子のふれあい、子ども同士・親同士の交流の場として「ひよこ教室」を開催しています。季節の行事、親子体操、親子クッキング等を行います。

◆国分寺駅西児童館

1歳6か月から3歳児の親子を対象に「バンビ教室」を開催しています。子育て中のお母さん同士の仲間づくり、子どもとの関わり方にも役立っています。

◆国分寺姿西児童館

平日の午前中は乳幼児を持つ親子のコミュニケーションの場として遊戯室を開放して、遊びの援助や育児相談をしています。

◆石橋児童館

1歳からの親子を対象とした「ふれあい教室」、2・3歳児の親子を対象とした「なかよし教室」を実施し、親子体操・パネルシアター・エプロンシアター・手遊びなど親子のスキンシップを図っています。

(3) 親育ちへの支援

妊娠中また子育て中の保護者を対象に、講座や相談支援等を実施することで、親としての役割への認識が深められるよう支援します。また、母親と父親がともに子育てにかかわっていただけるよう、情報提供や普及啓発に努めます。

事業名	1. 両親学級（フレッシュママ・パパ教室）
担当課	健康増進課
事業内容	第5章 第1節 子どもを健やかに産み育てる環境整備 を参照

事業名	2. 父親の育児参加促進
担当課	健康増進課／こども福祉課
事業内容	◇妊娠届時の父子手帳の交付や、現在実施している両親学級等の活用、広報等により、父親の育児参加の促進を図ります。 ◇地域子育て支援センター等における「パパ教室」を、年数回実施します。



第3節 すべての子育て家庭を応援する体制の充実

■ 現状と課題

- ≫ 平成 24 年に子ども・子育てをめぐるさまざまな課題を解決するため、「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法が成立、これに加え、平成 26 年度末までの時限立法であった「次世代育成支援対策推進法」がさらに 10 年間延長されることが決まったことにより、子ども・子育てを質と量の両面から支援していく体制が整えられることとなりました。同時に、今後の子育て支援施策を検討・推進していく上での大きな転換期を迎えています。
- ≫ 本市には公立保育所が5園、私立保育園が5園、私立の幼稚園が7園あり、このうち私立保育園2園が認定こども園で、多様な教育・保育事業を展開しています。また、すべての保育所（園）で、療育施設との連携を図りながら、相談の上、障がいのある子どもの受け入れを行うとともに、ひとり親家庭の子どもへの優先入所に配慮するなど、生まれ育つ環境に左右されず、本市に暮らすすべての子どもたちが希望する教育・保育事業等を利用できる環境づくりを進めています。
- ≫ 平成 25 年度に実施したアンケート調査結果によると、就学前保護者では、保育所や幼稚園を利用している人は5年前よりも増加しています。加えて、母親が子育ての中心的な役割を担っている家庭が多い中で、就労している母親は増加傾向にあることから、今後も一層の教育・保育事業、そして子育て支援事業の需要が高まることが見込まれます。
- ≫ 就労意向の増大や就労形態、生活スタイルが多様化し、保育ニーズが拡大する中で、利用者の視点にたったきめ細やかなサービスの提供・確保はもとより、母親だけでなく父親も仕事と子育てが両立できる環境づくりを推進することが重要です。また、それらの支援等を必要とする人が、適切にサービス等を利用できるよう、情報提供や交流、相談支援等を通じ、周知や啓発を行っていくことも必要となっています。

(1) 教育・保育及び子育て支援事業の充実

利用者のニーズを的確に把握し、利用者の視点に立った教育・保育事業及び子育て支援事業の量的かつ質的な充実に努めます。

事業名	1. 休日保育事業			
担当課	こども福祉課			
事業内容	<p>◇休日に保護者が仕事や病気などの理由で家庭にて児童の保育ができない場合に、保護者に代わって保育を実施します。</p> <p>◇ファミリー・サポート・センター等他の事業との調整を図りながら、個々の状況への対応に取り組みます。</p>			
指標	指標名	実施箇所数	31年度	2

事業名	2. 夜間保育事業			
担当課	こども福祉課			
事業内容	<p>◇夜間に保護者が仕事などの理由で家庭にて児童の保育ができない場合に、保護者に代わって保育を実施します。</p> <p>◇利用者のニーズを的確に把握しながら、ファミリー・サポート・センター等、他の事業との調整を図り、家庭での保育を重視し個々の対応に取り組みます。</p>			
指標	指標名	実施箇所数	31年度	1

事業名	3. 乳児保育事業			
担当課	こども福祉課			
事業内容	第4章 子ども・子育て支援事業計画【必須記載事項】を参照			
指標	指標名	実施箇所数	31年度	13

事業名	4. 特定保育事業			
担当課	こども福祉課			
事業内容	<p>◇多様な働き方に応じた保育に対応するため、保育園において週に2～3日程度児童を預かる事業です。</p> <p>◇現在、特定保育事業としての実施はありません。</p> <p>◇今後は、多様な保育ニーズとの必要性を見ながら検討するものとし、当面は、通常保育及び一時預かり事業での対応により支援します。</p>			

事業名	5. 保育所事業評価の実施
担当課	こども福祉課
事業内容	◇第三者評価及び第三者委員制度の結果を活用し、良質な保育事業の提供、安心・安全な保育園運営につなげます。 ◇民間保育園についても評価の実施を働きかけます。

事業名	6. こども医療費助成事業
担当課	社会福祉課
事業内容	◇子どもを養育している保護者の子育てにかかる経済的負担を軽減し、子どもの健康保持と健全な育成を支援するために、中学3年生までの子どもを対象に、病気やけが等で医療機関等を受診した場合、保険診療の自己負担分を助成します。

事業名	7. 育児ママ・パパリフレッシュ事業 新規☆
担当課	こども福祉課
事業内容	◇在宅で乳幼児を保育する保護者の育児疲れや育児への不安等を解消し、心身のリフレッシュを図ることで家庭での育児が充実するよう、保育園等で一時的な預かり保育を利用できる「育児ママ・パパリフレッシュ利用券」を3歳未満までの乳幼児を持つ保護者に交付します。

事業名	8. 市内の公立保育園の民営化 ☆新規
担当課	こども福祉課
事業内容	◇公立保育園の効率的・効果的な運営を図り、多様化する保育ニーズに柔軟に対応していくことを目的に、子ども・子育て支援新制度での保育支援制度等の動向を見据えながら、公立保育園の民営化に向けた取り組みを進めていきます。

事業名	9. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）			
担当課	こども福祉課			
事業内容	第4章 子ども・子育て支援事業計画【必須記載事項】を参照			
指標	指標名	実施箇所数	31年度	14

(2) 子育てに関する情報・相談・交流の充実

身近な地域で親子が気軽に集い、仲間をつくり支え合いの中で子育てを行うことができるよう、交流の機会や場を確保するとともに、市内で実施している事業や支援が、必要な人に適切に利用されるよう、情報提供や相談支援体制の充実に努めます。

事業名	1. 子育てに関する情報の発信
担当課	こども福祉課／健康増進課
事業内容	◇子育て世帯が容易に子育て関連情報を取得することができるよう、地域の子育て支援情報を収集し、広報誌掲載はもとより、インターネットを活用しながら、分かりやすく発信するほか、子育てハンドブックを発行し妊娠届時に配布するなど、各種媒体による情報発信に努めます。

事業名	2. 身近な子育て相談体制の充実
担当課	こども福祉課
事業内容	◇地域子育て支援センターをはじめ、児童館、保健福祉センター等において気軽に相談できる体制づくりに努めるとともに、地域子育て支援センターと母子保健部門との連携をさらに強化し、気軽に相談する相手がない場合でも適切なフォローができるよう相談窓口の充実を進めます。 ◇家族・友人などの身近な人間関係だけでなく、必要に応じて専門的な相談を受けられるよう、インターネットを活用するなどにより相談内容別窓口一覧の周知を進めます。

事業名	3. 育児相談事業
担当課	健康増進課
事業内容	◇生活に身近な場所で子育て相談支援を実施している地域子育て支援センターとの連携を図りながら、育児上の不安がある場合や発達上の問題がある場合、保護者の心配事や困り感を共有しながら、状況によって、個別相談や訪問相談、また必要な専門職種をコーディネートし、相談支援に努めます。

事業名	4. 利用者支援事業  新規			
担当課	こども福祉課			
事業内容	第4章 子ども・子育て支援事業計画【必須記載事項】を参照			
指標	指標名	実施箇所数	31年度	1

事業名	5. 幼稚園における地域開放の実施
担当課	こども福祉課
事業内容	◇地域の親子のふれあいと子どもたちの遊びの場を提供することにより、異年齢交流や幼児の健全育成を図ることを目的に、地域の未就学児の親子を対象に園舎・園庭を開放します。

事業名	6. 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）			
担当課	こども福祉課			
事業内容	第4章 子ども・子育て支援事業計画【必須記載事項】を参照			
指標	指標名	実施箇所数	31年度	3

事業名	7. 児童館事業
担当課	こども福祉課
事業内容	◇地域とともに歩む児童館として、3世代交流や地域内交流等を推進し、健全な遊びを通じて、健康で知的・社会的な能力の高い情緒豊かな子どもに育成するほか、安心して集える安全な居場所を提供できるよう努めます。

事業名	8. 石橋児童館整備事業 ☆ 新規
担当課	こども福祉課
事業内容	◇石橋児童館は築40年以上経過しており老朽化が激しいことから、「子どもが安心して集える安全な居場所」という視点を重視しながら、地域全体で子どもを育成できる新たな施設を整備します。

● **子育て応援ホームページ「ママフレ」**

本市では、育児に役立つ行政制度やサービスを紹介するサイト「ママフレ」を設置・運営しています。お役立ち情報や妊娠出産・子育てに関する悩みの相談先一覧など、下野市で子育てをされている方を応援するポータルサイトです。

<http://shimotsuke-city.mamafre.jp/>



(3) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援

すべての市民が、ゆとりをもって子どもを育て、働き続けていくことができるよう仕事と生活のバランスがとれる多様な働き方を選択できる環境づくりを進めるとともに、就業環境、就労条件等の改善に向け、労働者・雇用者双方への啓発活動を推進します。

事業名	1. ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた各方面への啓発
担当課	総合政策課
事業内容	◇ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、育児・介護休業制度や再雇用特別措置等の周知を図るなど、企業・事業主への啓発や働きかけを行います。 ◇労働者に対しても、一人ひとりの意識改革による職場環境の改善が図られるよう、広報活動等を通じた意識啓発を進めます。



(4) 社会的養護を必要とする家庭への支援

生まれ育つ環境に左右されることなく、地域の子ども一人ひとりが安心して健やかに育まれるよう、必要な人に適切な支援が提供される環境づくりを図ります。

ひとり親家庭については、母親の就労、住居、子どもの養育などさまざまな困難に直面するケースが多いことから、国や県との連携のもと、自立に向けた支援を行います。また、障がいのある子どもについては、国の法制度等の変化に対応しながら、障がいの多様化や障がいのある子どもの増加を踏まえ、住み慣れた地域でいつまでも生活していけるよう、一人ひとりに合った支援の充実に努めます。

①ひとり親家庭への支援

事業名	1. ひとり親家庭に対する相談体制の充実
担当課	こども福祉課
事業内容	◇ひとり親家庭の自立を促進するため、母子・父子自立支援員が関係機関と連携し、さまざまな相談に対してきめ細かく対応します。 ◇支援員及び関係職員は各種研修に積極的に参加し、相談技術の向上や専門知識の習得に努めます。

事業名	2. 母子家庭等対策総合支援事業
担当課	こども福祉課
事業内容	◇ハローワークと市が連携しひとり親家庭の就労を支援するほか、経済的自立に効果的な資格（看護師等）を取得するため2年以上養成機関で修業する場合や、市が指定する教育訓練講座を受講する場合の負担を軽減するために給付金を支給するなど、ひとり親家庭の経済的自立促進に取り組みます。

②障がいのある子どもへの支援

事業名	1. 幼稚園における特別支援教育の充実
担当課	こども福祉課
事業内容	◇個別の支援を必要とする幼児が希望する幼稚園へ円滑に入園し、集団の中で教育・保育が受けられるよう、幼稚園運営の負担軽減を図る「幼稚園はばたき支援事業」を推進していきます。

事業名	2. 障がい児保育事業
担当課	こども福祉課
事業内容	◇集団保育が可能で日々通所できる児童を対象に、市内保育園での受入体制の整備と指導者の育成に努めます。 ◇関係機関との連携に努め、支援の充実に努めます。

事業名	3. 放課後児童クラブにおける特別な支援を必要とする児童の受入推進
担当課	こども福祉課
事業内容	◇特別な支援を必要とする児童の放課後や長期休業中の安心・安全を守るため、集団での生活に対応できる児童に対して、放課後児童クラブにおける受入体制の整備に努めます。

事業名	4. 障がい児への支援
担当課	社会福祉課
事業内容	◇市内2か所療育施設（公設公営と公設民営）では、発達を促すための訓練や放課後・長期休業中の居場所の提供を行う児童発達支援事業を実施しています。 ◇相談体制の充実を図り、ライフステージに応じた支援やサービスが利用できるよう、関係機関のネットワーク体制づくりに努めます。 ◇「サポートファイル」の作成により、障がい児が継続して、スムーズな支援を受けることができる体制を整備します。

事業名	5. 相談体制の充実
担当課	社会福祉課
事業内容	◇障がい児（者）本人や介護家族が利用しやすい福祉サービスが受けられるよう、障がい者相談支援センター及び下野市こども発達支援センター「こばと園」等の療育機関を中心に、地域での相談支援体制を整備します。 ◇障がい児（者）本人や家族に対する相談はもとより、窓口に来所できない障がい児（者）に対する訪問型の相談体制を整備します。 ◇発達障がいのある子どもやその家族が抱える悩みや不安に対しては、栃木県発達障害者支援センター「ふぉーゆう」等と連携し、対応に努めます。

● 「こばと園」と「けやき」について ●

◆下野市こども発達支援センター「こばと園」
こばと園は、平成14年4月に未就学児の通園療育施設として開設、平成20年4月からは小学生の個別療育も開始しました。子どもたちの持っている力を信じ、一人ひとりを大切にしたい関わりをもち、療育を行っています。

◆下野市こども通園センター「けやき」
発達が気になる子どもの成長を、家族と一緒にサポートするため、児童福祉法による「放課後等デイサービス事業等」で、学校通学中の障がい児（小学生～高校生）に対して、放課後や夏休み等の長期休業中の居場所の確保、日常生活の自立を促進するための訓練・活動、余暇の提供を行っています。平成26年1月開設。

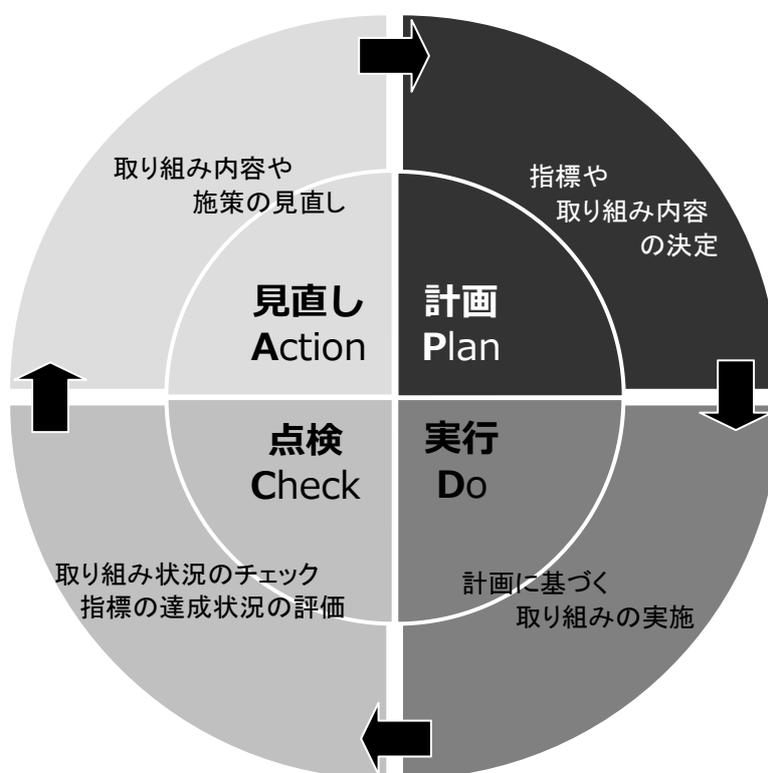
第1節 計画の推進に向けて

子育て家庭を地域全体で支援するにあたっては、行政だけでなく、市民や関係団体、企業等の多様な組織・機関が連携しながら、協働して取り組む必要があります。

そのため、広報紙やホームページ等を通じて、本計画で示した基本理念及び基本方針、各種取り組みについての周知啓発を行い、市民一人ひとりや地域における主体的な活動を促進し、子どもを産み育てやすく、子どもが健やかに育つ環境づくりを図ります。

各種施策及び本計画の推進については、実効性を高めるため、庁内関係部署・課と関連機関や組織・団体等との連携強化を進めるとともに、子ども・子育て会議において計画の進捗について確認する機会を毎年度設けるなど、総合的かつ計画的に取り組めます。

こうした推進の仕組みとして、計画・実行・点検（評価）・見直しのPDCAサイクルを活用し、実効性のある取り組みの推進を図ります。



第2節 関係機関等との連携と役割

本計画では、市民、地域の各種団体、市との連携・協働により、地域に密着した取り組みを積極的に推進します。そのため、教育・保育施設、家庭、地域、行政、企業等のそれぞれの役割と責任を果たすことが期待されます。

(1) 家庭の役割

家庭は子どもが初めて人とふれあう場であり、生まれ育つ基本的な場でもあります。このため、子育てにおける家庭の役割は重要であり、親や家族が互いに協力して、愛情を持って温かく見守り、心身の健康と安全を守るとともに、思いやりや自主性、責任感などを育む家庭機能の充実を図ることが必要です。また、親自身も子育ての中で成長していけるよう、地域の人々や団体、行政が相互に助け合える人間関係の形成に努めることが必要です。

(2) 教育・保育施設の役割

教育・保育施設は子どもが成長する過程で、人との関わりの中で人格を形成する極めて大きな役割を果たす場であることから、自ら学び豊かな人間性や社会性を育むことができるよう、家庭や地域との連携をより深めることが必要であり、多様な体験を通じて「生きる力」や「子ども自身の育つ力」を育む教育の推進に努めることが必要です。

(3) 地域の役割

地域はそこに住むすべての人々が日々充実した健全な生活を営んでいくための大切な場です。このためには、隣近所との交流を深め、さらに地域の組織・団体が相互の連携を強め、ともに支え合い、地域住民が子育てのための支援活動に取り組むとともに、地域のさまざまな施設が、子どものための行事や子育て中の親同士の交流、子育てサークルの活動などに積極的に活用されるような仕組みづくりが必要です。

(4) 行政の役割

行政は市民の求めるニーズを把握し、それに基づき事業を取り組んでいくことが責務であることから、十分な情報収集や情報発信を行うとともに、整合性を持って取り組みが進められるよう子育てに関わる諸機関及び各担当課との連携を図り、地域の実情に応じて効果的な施策の推進を図る必要があります。

(5) 企業等の役割

企業や職場は、次世代育成に関する責務をともに担うという認識のもと、子育てをしている労働者が健康で、かつ仕事と生活が調和した働き方を確保できるよう、就業に関する環境や条件の整備・制度の検討などを積極的に推進し、子育て家庭にやさしい環境づくりに向けた活動を展開することが必要です。

1 下野市子ども・子育て会議設置条例

平成25年6月21日
条例第29号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項の規定に基づき、
下野市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 下野市子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (3) 特定教育・保育施設に関すること。
- (4) 特定地域型保育事業に関すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議の委員(以下「委員」という。)は、15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 公募による市民
- (2) 子どもの保護者
- (3) 事業主を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を各1人置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部において処理するものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 子ども・子育て会議の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(以下省略)

2 下野市子ども・子育て会議委員名簿

順不同、敬称略

条例での区分	区分	所属等	氏名	備考
1号	公募による市民	市民公募	しちやま ちえこ 下山 千恵子	副会長
		市民公募	つちや ゆりえ 土屋 友里恵	
2号	子どもの保護者	第二薬師寺幼稚園父母の会会長	いとろ ひろこ 伊藤 弘子	
		保育園保護者代表 (グリム保育園保護者)	ひとみ さとき 人見 哲樹	
		緑小学校PTA会長	くわた ともち 桑田 智子	
3号	事業主を代表する者	ハネクトーン早川株式会社 代表取締役	はやかわ ともひさ 早川 智久	
4号	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	野ばら幼稚園園長	さとう まゆこ 佐藤 麻矢子	
		あおば保育園事務長	ないき だいすけ 内木 大輔	
		認定こども園第二愛泉保育園園長	おくら つねひろ 小倉 庸寛	
5号	子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者	白鷗大学教育学部准教授	いざき じゅんこ 伊崎 純子	会長
		市民生委員児童委員協議会会長	しづた ゆきひろ 澁田 唯弘	25年度まで
		市民生委員児童委員協議会理事 (主任児童委員)	くろす ともち 黒須 智子	26年度より
		藤川赤ちゃん相談室	ふじかわ ともち 藤川 智子	
		市次世代育成支援対策地域協議会 市民公募委員	いさおか えいこ 砂岡 榮子	
6号	関係行政機関の職員	栃木県県南健康福祉センター 地域保健部長補佐兼健康支援課長	おおこし えつこ 大越 悦子	

3 策定経過

年度	月	日	会議名等	内 容
25 年度	9	30	第1回子ども・子育て会議	(1)会議運営に関する確認事項について (2)子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって (3)子ども・子育て支援事業計画の策定体制とスケジュールについて (4)子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査等の実施について (5)子ども・子育て支援に関する意見交換
	11月1日～11月25日			・子育て支援ニーズ調査（アンケート）実施
	2	17	第2回子ども・子育て会議	(1)子ども・子育て支援制度の概要について (2)下野市次世代育成支援対策後期行動計画における平成24年度の実施状況及び評価について (3)下野市子育て支援ニーズ調査単純集計結果及び下野市幼稚園保護者就労実態調査結果について
	3	5	子育て支援にかかる保護者ヒアリング	・子育て支援にかかる保護者ヒアリングの実施
	3	28	第3回子ども・子育て会議	(1)子育て支援ニーズ調査における自由意見について (2)統計からみる下野市の子どもの概況と下野市内の主要教育・保育施設 (3)子どもの人口推計について (4)教育・保育の提供区域について (5)子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の算出について (6)グループヒアリングの結果について
26 年度	5	26	第1回子ども・子育て会議	(1)検討のスケジュールについて (2)子育て支援の現状と課題の整理について (3)計画の構成について (4)計画の基本理念及び基本的視点について (5)子どもの人口推計（見直し）について (6)子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の算出（見直し及び補正）について (7)教育・保育の提供区域について
	8	4	第2回子ども・子育て会議	(1)下野市次世代育成支援対策後期行動計画における平成25年度の実施状況及び評価について (2)新計画の骨子案等について (3)子ども・子育て支援新制度に係る条例の概要について
	10	20	第3回子ども・子育て会議	(1)策定スケジュールの変更について (2)新計画の素案について
				・パブリックコメントの実施
			第4回子ども・子育て会議	
	3		策定	

4 用語説明

か行

○家庭的保育事業

家庭的な雰囲気のもとで、少人数を対象にきめ細やかな保育を実施する事業。家庭的保育者（保育ママ）の居宅その他さまざまなスペースで行う。定員は、家庭的保育者1人につき、5名（補助者ありの場合）以下。

○教育・保育施設

幼稚園・認定こども園（幼稚園と保育園の機能を合わせ持つ施設）・保育園のこと。

○居宅訪問型保育事業

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。

○協働

まちづくりの共通目標（本計画においては、「子どもたちが未来に向かって健やかに育つまちづくり」）を達成するために、多様な主体がそれぞれの役割と責務を認識しながら、それぞれの特性や資源等をいかしつつ対等な立場で、協力・連携してより大きな成果を創り出すこと。

○子ども・子育て関連3法

- ①「子ども・子育て支援法」
- ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正）
- ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）

○コーホート要因法

コーホートとは、同年（または同期間）に出生した集団のことをいい、コーホート要因法とは、その集団ごとの時間変化（出生、死亡、移動）を軸に人口の変化をとらえる方法。

さ行

○サポートファイル

障がいのある子どもの成長過程や支援内容の情報を継続的に記録整理し、地域生活においてよりよい支援が受けられることを目的とするもの。本人の健康・育ち・暮らし・特性などを記入しておき、医療機関や学校、福祉サービス事業所等、様々な関係機関の窓口で提示し、本人の正確な情報を支援者に伝えることで、ライフステージを通して一貫した支援を受けられるようにするためのもの。

○支給認定

施設型給付を受ける幼稚園・認定こども園・保育園へ通園または通園希望する児童の区分（下記の3区分）についての「認定」で、保護者の申請に基づき、「認定」は市が行う。

1号認定	教育標準時間認定（主に認定こども園、幼稚園を利用）
2号認定	満3歳以上保育認定（主に認定こども園、保育所を利用）
3号認定	満3歳未満保育認定（主に認定こども園、保育所、地域型保育事業を利用）

○事業所内保育事業

企業が、主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施する事業。

○施設型給付

幼稚園・認定こども園・保育園に対する財政措置で、市が施設・保護者に運営経費や助成金の支給を行うもの。施設が施設型給付を受けるためには、市から「確認」を受ける必要がある。

○市町村子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。

○小規模保育事業

小規模な施設で、6人～19人までの保育を実施する事業。職員の配置基準等により、次の3類型がある。

A型	定員6～19人 保育士はすべて有資格者
B型	定員6～19人 保育士は1／2以上が有資格者
C型	定員6～10人 家庭的保育者が保育

た行

○第三者評価

社会福祉事業の経営者の提供するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価するもの。

○地域型保育

家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の総称。

○特定教育・保育施設

市が、施設型給付費の対象と「確認」する幼稚園・認定こども園・保育園のこと。

○特定地域型保育

市が、地域型保育給付費の対象と「確認」する地域型保育事業者から受ける地域型保育のこと。

は行

OPDCAサイクル

計画の推進において、Plan（計画の策定）－Do（計画の実行）－Check（実施状況の確認・評価）－Action（評価結果の計画への反映・計画の見直しとその実行）の手順を循環させることで、継続的に計画の実効性を高めていく手法・考え方。

○不育症

反復して妊娠はするが、その妊娠を完遂できず、流産や早産、死産などで健常な生児に恵まれない状態のこと。

や行

○幼保連携型認定こども園

学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる（株式会社等の参入は不可）。

わ行

○ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

働くすべての人々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

子育て応援 しもつけっ子プラン

～みんな笑顔で 地域の宝を育てるために～

発行年月：平成 27 年 3 月

発行編集：下野市 健康福祉部 こども福祉課

〒329-0594 栃木県下野市石橋 552 番地 4

電話 0285-52-1114 F A X 0285-52-1137

(裏表紙)